

意見書

日米軍事同盟の新段階～変質する自衛隊と進む憲法 9 条壊憲

「台湾問題をめぐる情勢との関係で」

2021 年 11 月 10 日

改憲問題対策法律家 6 団体連絡会

社会文化法律センター	共同代表理事	海渡 雄一
自由法曹団	団長	吉田 健一
青年法律家協会弁護士学者合同部会	議長	上野 格
日本国際法律家協会	会長	大熊 政一
日本反核法律家協会	会長	大久保賢一
日本民主法律家協会	理事長	新倉 修

はじめに

1 2020 年 6 月 16 日、自民党国防部会などで小野寺五典元防衛大臣や稻田朋美元防衛大臣がイージス・アショの代替手段として敵基地攻撃能力の保有を主張し、同月 18 日、安倍首相（当時）も会見において「敵基地攻撃能力を含む安全保障戦略の見直し」に言及した。同年 8 月 4 日、自民党政務調査会／国防部会・安全保障調査会は、「国民を守るための抑止力向上に関する提言」を發表し、菅内閣は同年 12 月 18 日、「新たな防衛ミサイルシステムの整備等及びスタンダード・オブ防衛能力の強化」を閣議決定した。敵基地攻撃論（能力強化）は、「30 大綱」などで明確な既定路線とされており、自衛隊の敵基地攻撃能力の保有は国民的な議論もないままに、すでに十分に実態としては既成事実化が進んでいる。

さらに、敵基地攻撃のための米軍等との共同軍事訓練が安保法制以降常態化し、南西諸島への自衛隊配備が急ピッチで進められている。

改憲問題対策法律家 6 団体連絡会は、2014 年 8 月の結成以来一貫して、①安倍政権による憲法 9 条明文改憲に反対し、②（2015 年 9 月 19 日の安保法制成立以降は）安倍・菅政権による実質改憲（壊憲）と安保法制の発動に反対する活動を行ってきた。本年 4 月 5 日には「政府・自民党の『敵基地攻撃論』に関する意見書」を公表し、憲法 9 条が、安倍・菅政権により実質的に改憲（壊憲）されている実態を、「敵基地攻撃論」の切り口で明らかにし、強く警鐘を鳴らした。

2 ところで「敵基地」の「敵」とは何かである。国内的には、これまでもっぱら朝鮮民主主義人民共和国（以下「朝鮮」）のミサイルを念頭にイメージされてきた経緯がある。安倍政権下において、朝鮮のミサイルが発射されたとしてアラートを鳴らして避難訓練が推奨されたり、国難として衆議院解散の理由にされたことは記憶に新しい。

しかし、わが国の防衛計画の大綱では、すでに「16 大綱」（2004 年）の頃から中国が意識されており、「25 大綱」（2013 年）でそれがより明確になり、「30 大綱」（2018 年）は、中国を脅威のトップにあげ先鋭化した。このようなわが国の防衛政策の大転換は、アメリカの対中国戦略と日米安保条約の変質と軌を一にしていること、とりわけ第 2 次安倍政権以降、そ

れまでの「専守防衛」政策を実質的に捨て去り、憲法解釈を内閣の一存で変更して安保法制を強行採決し、国民監視体制も整えて一機に進められたことも明らかである（本意見書第1、第2）。

中国敵視の防衛政策と日米軍事一体化、戦争できる国造りと実質的な9条の改憲が既成事実化されていく中で、本年4月16日、日米首脳による共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」の中に半世紀ぶりに台湾問題が書きこまれた。このまま米中の軍事対立が先鋭化すれば、日本が武力衝突に巻き込まれ、集団的自衛権の行使に踏み切る危険が杞憂のものではなくなっている。安倍 - 菅 - 岸田政権は、米国とともに台湾を防衛することは、わが国の平和と安全のために必要であるとして、アメリカの対中国軍事的包囲網に軍事力で積極的に加担しようとしている（本意見書第2）。

しかし、アメリカと一体となって軍事力に頼って中国を抑え込もうとする現在の日本の姿勢は、中国を刺激して緊張を一層高め、台湾をめぐる戦争の危機を深めるだけでなく、「同盟国」日本の強硬姿勢は、アメリカを引くに引けない状態に追い込む危険すらある。このままでは、日本が、核兵器が使用される危険性もある（本意見書第3）台湾有事・米中戦争の危険性を高める主要なプレーヤーにもなりかねない。

平和主義を貫く憲法を持つ日本がとるべき道はほかにある。万一台湾をめぐる米中の武力衝突が起きれば、台湾市民や米中の兵士や自衛隊員だけでなく、前線基地とされている南西諸島はもとより日本全土に暮らす市民に未曾有の被害が及ぶことは避けられない。「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」（憲法前文第1文）した憲法の平和主義の理念に今こそ現実的に立ち返ることが必要である（本意見書第4）。

3 本意見書の目的は、法律家として、第2次安倍政権以降急激に進んだ憲法9条の破壊（実質的な改憲）の実態を明らかにし、覇権を争う米中両大国の対立を背景に、とりわけ台湾問題を嚆矢に、日本がアメリカの戦争に加担しかねない危険性があることを多くの方に知ってもらうことにある。そして、日本が今行ふべきは、敵基地攻撃能力を高めることでも、アメリカと一体となって中国を武力によって威嚇しようとすることでもなく、平和主義の憲法の理念に基づき戦争の危険性を回避するあらゆる努力をすることにあることを訴えることが意見書の主目的である。中国の人権問題や台湾問題の解決に言及することを射程におくものではないことをお断りしておく。

本意見書も、本年4月に発表した敵基地攻撃論批判の意見書と同様に、改憲問題対策法律家6団体連絡会所属の弁護士と研究者が執筆した。各自の自論・学説にかかわらず、国民市民の多くが一致できるスタンス、すなわち2014年7月1日の閣議決定と安保法制に反対し、憲法の平和主義に基づき戦争への道を許さない立場からの論述を基調としている。日本の平和と憲法を考える素材にして頂ければ幸いである。

わかりづらい軍事用語については、本文中下線を引き、末尾に用語解説を付した。図表1から7についても、末尾に解説を付したのでともに参照して戴きたい。

以上

目 次

第1 日米軍事同盟の新段階と第2次安倍政権以降の防衛政策の転換.....	5
1 第2次安倍政権以降の防衛政策	5
(1) 2013年12月「25大綱」と中期防.....	5
(2) 2014年7月1日の閣議決定.....	5
(3) 2015年4月28日の新ガイドライン(第3次ガイドライン)と安保法制.....	6
(4) 2018年「30大綱」と中期防	6
(5) 敵基地攻撃能力保有論と敵基地攻撃能力を有する装備品の導入・開発.....	8
(6) 2021年4月16日の日米首脳会談と3月16日の日米安全保障協議委員会(2+2)	8
2 日米軍事同盟の役割分担変更と名実ともに軍隊化する自衛隊.....	9
第2 進む9条の実質改憲～米中対立・台湾問題情勢との関係から	11
1 日米共同軍事作戦計画の検討と安保法制	11
(1) 中国を仮想敵とした我が国の防衛政策、自衛隊の態勢と日米同盟の深化の系譜	11
(2) 「30大綱」、新ガイドラインによる日米同盟の深化と中国に対する抑止と対処.....	11
(3) 響きあう日米の対中国軍事態勢の強化	12
(4) 台湾有事を想定した安保法制の運用.....	13
2 自衛隊による敵基地攻撃能力の保有・強化	14
(1) 「30大綱」で導入される敵基地攻撃能力の保有	14
(2) 中国を想定した敵基地攻撃論	14
(3) 米軍と一体化し、補完する自衛隊による敵基地攻撃	14
(4) 米国による中距離ミサイル配備問題と敵基地攻撃	14
(5) 空疎な「専守防衛」と実質改憲.....	15
3 南西諸島への自衛隊配備・強化.....	20
(1) 南西諸島・九州への自衛隊配備・強化の背景	20
(2) 現実の配備	20
(3) 南西諸島への自衛隊配備と「平和的生存権」.....	22
4 米国等との共同訓練—その実態と法的問題	23
(1) EABO訓練	23
(2) 海自等の訓練	25
(3) 日米軍事訓練の法的評価	26
5 戦争への道を進める国民監視と自由抑圧の体制づくり	27
(1) 戦争する国づくりと秘密保護法	27
(2) 共謀罪・盗聴法による国民監視	27
(3) 国家・警察による市民監視を招くデジタル監視法.....	28
(4) 重要土地利用規制法による監視・抑圧	28

(5) 国民監視と自由抑圧は戦争への道.....	29
第3 台湾有事と核兵器使用の危険性.....	29
1 本項のテーマ	29
2 台湾をめぐる政治状況.....	30
(1) バイデンアメリカ大統領	30
(2) 習近平総書記	30
(3) 日本の態度	30
(4) 米中両国と日本の態度の特徴	31
3 核兵器使用の危険性	31
4 現在の核兵器応酬の危険性.....	31
第4 平和憲法に基づく日本の立ち位置.....	32
1 憲法の平和主義.....	32
2 平和憲法のもとで期待される日本の役割	33
用語・図表の解説.....	34

第1 日米軍事同盟の新段階と第2次安倍政権以降の防衛政策の転換

1 第2次安倍政権以降の防衛政策

(1) 2013年12月「25大綱」と中期防

民主党政権下で閣議決定された「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」（22大綱）は、「基盤的防衛力」を排斥し、南西諸島方面への中国の進出や北朝鮮の弾道ミサイル、国際テロリズムに機動的・実効的に対応できるよう「動的防衛力」の方針を打ち出していた。

しかし、2013年1月に発足した第2次安倍内閣は、「22大綱」の凍結と現行の中期防衛力整備計画（中期防）の廃止を決定し、これに代わる新大綱としての「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」（25大綱）を2013年12月に閣議決定した。この閣議決定に先立つ同年10月、日米安全保障協議委員会（2+2）は、「より強い同盟とより大きな責任の共有に向けて」というタイトルの共同発表において、「地域及び世界の平和と安全に対してより積極的に貢献するとの日本の決意と多国間協力の重要性を強調し、日米同盟の性格を大きく転換することを宣言し、ガイドライン（1997年ガイドライン「以下第2次ガイドライン」）の見直しに着手することを明らかにしている。

「25大綱」は、この2+2の共同発表を下敷きとするもので、以下に述べるとおり安保法制を先取りし、中国との武力紛争を想定した体制構築を本格的に開始したことを示す内容といえる。

すなわち「25大綱」では、日本と中国との間の東シナ海をめぐる領土や主権、海洋権益をめぐる「純然たる平時でも有事でもない事態」（グレーゾーン事態）を防衛力構築の目的、日米同盟の強化に位置づけ、事態の推移に応じてシームレスかつ機動的に対応するために「統合機動防衛力」を構築するとし、そのための防衛力の役割として、周辺空海域における安全確保、島嶼部に対する攻撃対応、弾道ミサイル攻撃対応、宇宙空間・サイバー空間における対応を挙げている。また、中期防では、海上・航空優勢の確保とそのための監視能力と輸送能力、指揮統制・情報通信能力の確保、新たな能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3 MSE）の導入や基地の抗堪性の向上、島嶼への侵攻があった場合にこれを奪回するための水陸機動団の編成とオスプレイ、水陸両用車、多機能艦の導入、島嶼部への自衛隊配備と地対艦・地対空誘導弾部隊の設置、陸上防衛力の南西諸島方面での警戒および展開能力の向上、監視体制を始めとする海上および航空防衛力の増強、これらを有機的に連携・ネットワーク化することによる島嶼部の防衛態勢の充実・強化など、中国との武力紛争を想定し、戦う体制を構築するものとなっている。

さらに、「25大綱」は、武器輸出三原則の見直し、「弾道ミサイル発射手段等に対する対応能力のあり方についても検討の上、必要な措置を講ずる」として、敵基地攻撃能力保有のための検討、国際平和協力活動等について「幅広い分野における派遣を可能にするための各種課題について検討を行い、必要な措置を講ずる」として、警護活動、治安維持活動、宿営地の共同防衛、駆け付け警護やそのための武器使用権限の拡大、PKO参加5原則の見直しなど海外での軍事力の積極的活用、日米ガイドラインの見直しと平時からの日米防衛協力など、安保法制制定に向けた準備と日米の軍事協力体制の強化が進められた。

(2) 2014年7月1日の閣議決定

2014年7月1日、安倍内閣は、自衛の措置の新3要件を閣議決定した。従来の自衛権

発動の要件は、①我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②この場合にこれを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきことであった。これに対して新3要件は、①我が国に武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこととして、憲法9条に違反する集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行った。

7月1日の閣議決定では、この他に、武力の行使を行うアメリカ等の他国に対する自衛隊のいわゆる「後方支援」について、これまで武力行使との一体化を避けるため「後方地域」「非戦闘地域」に限定してきたものを「現に戦闘行為を行っている現場」以外の場所で支援活動を広く行えるようにし、PKOなど国際平和協力活動として、いわゆる「駆け付け警護」や任務遂行のための妨害排除などについて武器使用権限の拡大、グレーゾーン事態での米艦防護のための自衛隊法の改正、グレーゾーン事態で自衛隊に警備行動を発令するなど状況に応じた早期の下令や手続の迅速化のための方策の検討、武器使用を伴う在外邦人の救出の法整備等に言及しており、これらを受けて安保法制の法案作成作業が進められた。

(3) 2015年4月28日の新ガイドライン(第3次ガイドライン)と安保法制

2015年4月28日に日米安全保障協議委員会(2+2)で合意された「日米防衛協力のための指針」(以下「第3次ガイドライン」)は、集団的自衛権の行使容認を定めた2014年7月1日の閣議決定を受けて、1997年の第2次ガイドラインを改定したものである。

第3次ガイドラインは、「平時から緊急事態までのあらゆる段階」で、切れ目のない日米の軍事協力を実現するため、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、平時から緊張時・危機時・戦時に至る切れ目のない日米共同作戦計画を策定するとともに、地理的制約を廃することで、アジア・太平洋地域及びこれを超えた全世界に及ぶ日米同盟を形成し、宇宙・電磁波・サイバー空間を新たな戦場として日米が協力するものとなっている。

これは、国会審議開始前に安保法制を先取りしたものとなっており、集団的自衛権の行使として、アメリカ又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、日米両国が当該武力攻撃への対処行動をとっている他国との協力の取り決め、自衛隊が、機雷掃海、艦船防護のための護衛作戦、アセット(武器等)防護、戦闘捜索・救難活動への支援、海上阻止活動(臨検)、敵に支援を行う船舶活動の阻止及び後方支援を行うこと等を具体的に定めている。また、これまでの「周辺事態」にとどまらず「日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」への対応、アジア・太平洋地域を越えたグローバルな地域の平和及び安全のための対応として、自衛隊と米軍が、実行可能な限り最大限協力するとし、後方支援を行うこと等を定めている。

さらに、「日本に対する武力攻撃への対処行動」の項では、「領域横断的な作戦」が登場するが、この「領域横断的な作戦」は、中国の「接近阻止・領域拒否(A2/AD)」戦略に対抗する米軍の軍事作戦の中心概念であり、陸軍・海軍・空軍・海兵隊を統合し、これをネットワーク化された戦力として、複数の戦域(陸・海・空・宇宙・サイバー空間)で展開する横断的並行的な作戦である。この「領域横断的な作戦」は、アメリカと中国との本格的な武力紛争を想定したものであり、そこに日米が一体化して軍事的に対処するものとなっている。

(4) 2018年「30大綱」と中期防

安倍内閣は、2018年12月18日「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」(30大綱)を閣議決定した。「30大綱」は、2015年4月の新ガイドラインの実施を

加速し、同年9月19日に成立した安保法制でのさらなる日米軍事協力の形態を追求することを目的としており、その軸として「領域横断作戦」が位置づけられている。

また、わが国に脅威を与える国のトップとして中国を挙げており、その軍事的脅威として、「指揮系統の混乱等を可能とするサイバー領域や電磁波領域における能力を急速に発展させるとともに、対衛星兵器の開発・実験を始めとする宇宙領域における能力強化も継続するなど、新たな領域における優勢の確保を重視している」こと、「接近阻止・領域拒否(A2/AD)」の能力を強化していること、尖閣諸島周辺での領海侵入、南シナ海での軍事拠点化の進行などを挙げており、こうした中国の軍事的脅威に軍事力で対抗するものとなっている。

「日米同盟の強化」の項では、各種の運用協力及び政策調整を一層深化させるとして、宇宙領域やサイバー領域等における協力、総合ミサイル防空、共同訓練・演習、共同の情報・監視・偵察（ISR）活動、日米共同による抑止措置の拡大・深化、共同計画の策定・更新の推進、拡大抑止協議の深化等を図るとし、これらに加え、米軍の活動を支援するための後方支援や、米軍の艦艇、航空機等の防護といった取組を一層積極的に実施するとし、「安全保障の強化」の項では、対中国作戦を想定して、米軍以外の他国軍との共同訓練も強化するとしている。

「防衛力強化にあたっての優先事項」の項では、「領域横断作戦に必要な能力強化における優先事項」として、「宇宙・サイバー・電磁波領域における優先事項」があげられ、「宇宙領域における能力」では、「宇宙空間の状況を地上及び宇宙空間から常時継続的に監視する体制を構築する」とし、「サイバー領域における能力」では、「有事において、我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力など、サイバー防衛能力の強化を図る」とし、「電磁波領域における能力」では「相手方のレーダーや通信等を無力化するための能力を強化する」としている。

また、「従来の領域における能力の強化」の項では、「現有の艦艇からのSTOVL機の運用を可能とするよう、必要な措置を講ずる」との記述があるが、中期防では、「ヘリコプター搭載護衛艦（「いずも」型）の改修」としており、これは「いずも」の空母化であり、STOVL機であるF35-Bの導入である。これに続く「スタンド・オフ防衛能力を獲得」は、戦闘機に敵国の領空・領海外から攻撃できる能力を持たせること、すなわち敵基地攻撃能力を持たせることを意味し、中期防では、スタンド・オフ攻撃能力を与えるため、F15戦闘機を改修して電子戦能力の強化と、JASSM（対地攻撃ミサイル、射程900km）やLRASM（対艦攻撃ミサイル）の搭載、F35-A戦闘機にJSM（対艦・対地巡航ミサイル、射程500km）の搭載が予定されている。

「総合ミサイル防空能力」の項では、「弾道ミサイル、巡航ミサイル、航空機等の多様化・複雑化する経空脅威に対し、最適な手段による効果的・効率的な対処を行」うとしているが、これはアメリカの統合防空ミサイル防衛（IAMD）に連携させるためである。また、2017年12月に閣議決定で導入されることになったイージス・アショアはイージス艦と連携して運用され、陸海自衛隊の連携が必要になってくるため、「ミサイル防衛に係る各種装備品に加え、従来、各自衛隊で個別に運用してきた防空のための各種装備品も併せ、一体的に運用する体制を確立」するとしている。

「機動・展開能力」の項では、島嶼部への攻撃に対処するため「水陸両用作戦能力等を強化」するとしている。「30大綱」は、「島嶼部を含む我が国への攻撃に対しては、必要な部隊を迅速に機動・展開させ、海上優勢・航空優勢を確保しつつ、侵攻部隊の接近・上陸を阻止する。海上優勢・航空優勢の確保が困難な状況になった場合でも、侵攻部隊の脅威圏の外から、その接近・上陸を阻止する。万が一占拠された場合には、あらゆる措置を講じて奪回する」としており、南西航空方面隊と水陸機動連隊を新編した。また、島嶼部侵攻に対抗

するためとして、「地対艦誘導弾部隊及び島嶼防衛用高速滑空団部隊を保持」するとしており、2019年3月に宮古島、奄美大島へ中距離地対空誘導弾（中SAM）を備える高射中隊、12式地対艦誘導弾（SSM）を備える地対艦ミサイル中隊と警備部隊が配備され、石垣島でも地対艦ミサイル部隊の駐屯地の建設が行われている。

(5) 敵基地攻撃能力保有論と敵基地攻撃能力を有する装備品の導入・開発

2020年6月15日、河野防衛大臣がイージス・アショア配備プロセス停止を表明して以降、その代替機能が必要だとして、敵基地攻撃能力保有論が政府、自民党内で急浮上した。自民党は、8月4日に発表した「国民を守るための抑止力向上に関する提言」の中で、「攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ可能」とした。また、8月28日に辞任表明した安倍首相も、9月11日に退任直前としては異例の談話を発表し、敵基地攻撃能力の保有を念頭に置いた「ミサイル阻止に関する安全保障政策の新たな方針」を与党と協議し、年内にまとめる考えを示したが、後継の菅内閣は、2020年12月に閣議決定した文書で、敵基地攻撃能力の保有を明記せず、「抑止力の強化について、引き続き政府において検討を行う」とするにとどめた。

しかし、敵基地攻撃能力を有する自衛隊の装備品は、「30大綱」の中期防で導入が進められており、2020年12月には、奄美大島、宮古島に配備されている12式地対艦ミサイルの射程を、現在の200kmから900kmに延伸する能力向上型の開発を閣議決定するなど、「専守防衛」を否定する防衛政策が実行されている（敵基地攻撃論に関しては本年4月5日付意見書参照）。

(6) 2021年4月16日の日米首脳会談と3月16日の日米安全保障協議委員会(2+2)

2021年4月16日に行われた日米首脳会談の共同声明では、52年ぶりに「台湾海峡情勢」に言及するとともに、3月16日に行われた日米安全保障協議委員会（2+2）の共同発表文を「全面的に支持」することが確認されており、「2+2」の共同発表文の内容は、日米首脳会談の共同声明に取り込まれている。

この「2+2」の共同発表文では、「中国による、既存の国際秩序と合致しない行動は、日米同盟及び国際社会に対する政治的、経済的、軍事的及び技術的な課題を提起している」とし、「海警法等の最近の地域における混乱」「南シナ海における中国の不法な海洋権益に関する主張や活動」などを挙げて中国を名指しで批判した上で、「台湾海峡の平和と安定の重要性」を強調している。また、深刻化する安全保障環境に対応するために、日米同盟の役割・任務・能力について協議し、安全保障政策を整合させ、全ての領域を横断する防衛協力を深化させ、拡大抑止を強化するため緊密な連携を向上させるとしている。

そして、日米首脳会談の共同声明では、台頭する中国に軍事的に対抗するために、日本の防衛力の強化、アメリカの核を含む拡大抑止力の強化、尖閣への安保条約5条の適用の再確認、両国の抑止力と対処力の強化、サイバー及び宇宙を含む領域を横断する防衛協力の深化、サイバーセキュリティと情報保全の強化と技術的優位を守ること、辺野古新基地建設、馬毛島の艦載機着陸訓練施設の建設、海兵隊部隊のグアム移転を含む在日米軍再編の実施、在日米軍駐留経費負担についての多年度にわたる合意の妥結を表明しており、アメリカの対中軍事作戦において、日本がアメリカの要求に沿って積極的に加担する立場を明らかにしている。

バイデン政権は、「最も重大な競争相手」と位置づける中国に対して世界的規模で封じ込め戦略を進めるため、同盟国との軍事連携を強めている。そうした中で日本政府が3月16

日の日米安保協議委員会と4月16日の日米首脳会談で、アメリカの要求に沿って「日米軍事同盟」と「日本の軍事力」の強化を約束したことは、日本が、台湾防衛へと大きく踏み出したことを意味する。

岸信夫防衛相は、3月23日の記者会見で、台湾海峡をめぐる問題に関して「あらゆる事態に備えて、わが国の法令の範囲内で適切に対応できるよう検討している」と述べ、4月21日の衆院外務委員会で、中山泰秀防衛副大臣は穀田恵二議員の質問に対して、台湾海峡で米中が軍事衝突した場合などで安保法制に基づく対応を検討していることを認めた。

台湾海峡などで米中の軍事衝突が起こった場合、安保法制のうち、重要影響事態で戦闘地域での米軍に対する後方支援や、弾薬の提供、作戦行動中の米海軍や海兵隊航空部隊への弾薬補給や給油、整備の提供、武器等防護で、米艦船・航空機の護衛、存立危機事態で集団的自衛権行使が可能となり、自衛隊が進めている南西諸島防衛の態勢は、安保法制を全面的に発動することになる。

2 日米軍事同盟の役割分担変更と名実ともに軍隊化する自衛隊

日本政府は「専守防衛」について、「他国からの武力攻撃をうけたとき初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の本質にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢」と説明している。1950年代からこれまで、この概念は、少なくとも防衛政策の基本原則とされてきた。

しかし、日本政府はいま、それとは真逆の方向で「専守防衛」から実質的に訣別し、「戦争をできる国」「戦争をする国」に適合的な原則に置き換えてしまおうとしている。

その一つが、近年あらためてクローズアップされている「敵基地攻撃論・先制攻撃論」である。相手国基地への攻撃、先制攻撃といった構想を具体化すべく、航続距離の長いステルス戦闘機、その戦闘機に登載するミサイル、地上や艦船から発射されるミサイル、護衛艦の実質的な攻撃航空母艦化などが具体化されつつある。これらはいずれも、専守防衛の基本原則からくる制約の中で政府自身が否定してきた装備である。

岸田文雄氏は、2021年3月当時、ミサイル阻止力の保有を政府に促す提案をした。河野太郎・元防衛大臣は、秋田・山口における陸上イージスの配備断念と引き換えに、海上イージス導入の先頭に立ってきたことは良く知られる。高市早苗・現政調会長にいたっては、2021年9月の自民党総裁選のなかで、電磁波や衛星を使った敵基地攻撃能力の保有を訴えていた。

岸田文雄新総理大臣は、所信表明演説で「更なる効果的措置を含むミサイル防衛能力などの防衛力の強化に取り組んでまいります。」と述べ、敵基地攻撃の力保有に向けた新政権の決意を表明した。総選挙に向けて発表された「2021年自民党政策BANK」においては、「相手領域内で弾道ミサイル等を阻止する能力の保有」を目指すとした。ここでは「敵基地から相手領域内」と攻撃範囲が拡大されている。

このように新政権の枢要を占める閣僚や政権与党の自民党は、口をそろえて敵基地攻撃能力の構築を主張しているのである。いうまでもなくこれらは「専守防衛」と言いつくろうことはできない極めて攻撃的な政策であり、現実を憲法9条から一層乖離させることを意味するものである。

このような方針転換の背後には、日米軍事同盟の変容があり、またそれを日米両国政府が追求しているということがある。

まずアメリカ自身が、相手国に対する先制攻撃を辞さないことを言明してきた。トランプ政権は、対北朝鮮ミサイル防衛の方策として、先制攻撃のあることを公言している（2017年アメリカ国家安全保障戦略）。この先制攻撃は、在日米軍についても例外ではない。日米安保

条約6条を根拠に、米軍は、日本国内の基地や施設を利用すること、そのために必要な協定を制定することを求める可能性がある。日本はその際、米軍の敵基地攻撃や先制攻撃に否応なしにかかわらざるをえない。

つぎに日米軍事同盟の枠組における自衛隊の役割の変容である。

従来は、米軍が矛（すなわち攻撃の主体）、自衛隊が盾（すなわち防御の主体）という日米両国の役割分担が設けられていた。そのため、自衛隊が敵基地攻撃など矛の役割を担うことについて、米側は必ずしも積極的ではなかった。しかし近年、日本の矛化を部分的に認容したり、むしろそれを積極的に求める方向に転換しつつあるといわれる。日米第2次ガイドライン（1997年）では、アメリカが打撃力有する部隊を使用する一方で、日本がそれとの協力・調整を担うことがうたわれていた。しかし第3次ガイドライン（2015年）では、日本が必要に応じてそれを支援すると、表現が改められている。

このような役割の変容は、活発化する自衛隊の米艦防護活動という形で、すでに具体化されている。これは安保関連法によって自衛隊の任務とされた「米軍その他の外国軍の武器等防護」（自衛隊法95条の2）の一環である。その実施件数は、2019年には14件、2020年には25件と増加しており、自衛隊にとっての日常業務と化している。

また自衛隊は海外進出を積極的に進めているが、これも自衛隊の役割の変容と密接にかかわるものである。

ソマリア（2009年以来の「海賊対処」）や中東地域（2019年以来の「中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全の確保」）において、自衛隊は情報収集活動を行い、その「成果」は、そのままアメリカ軍をはじめとする外国軍・国際軍事組織に提供されている。南西太平洋やインド洋においては、日米豪印4か国のいわゆる「クアッド」体制として、共同演習を行うなど、中国に対する軍事的な牽制を強めている。バイデン米政権はこれらの海域において、アメリカだけが突出する形になることを回避しつつ、中国に対する多国籍包囲網を形成しようとしている。ひるがえって、日本は軍事的に正面に立つことになる。

さらに今秋（2021年9月）、在アフガニスタン邦人「等」の輸送を名目に、3機の自衛隊輸送機をアフガニスタンに派遣した。これは、自衛隊が戦闘に巻き込まれるおそれをおかしての派遣であった。しかし戦闘のおそれがある地域（たとえばカーブル空港とその周辺）に自衛隊を派遣し、他国軍との戦闘に入ることは、憲法9条1項に反する。これは日本政府自身が、憲法で認められないこととしてきた行為そのものである。

また少人数の邦人を輸送するために、自衛隊の大型輸送機を3機も派遣し、そこに武器を携行した多数の陸上自衛隊員を搭乗させるということも、全く説明のつかない運用である。このことは、今回の自衛隊派遣の目的が「邦人等の輸送」ではなかったことを示すだろう。そしてそのようなことを「邦人等の輸送」の名目で実施することは、憲法だけでなく（名古屋高裁・自衛隊イラク派遣違憲判決を参照）、自衛隊法からの逸脱でもあった。

自衛隊は、アメリカを頂点とした国際軍事同盟の重要な一員として、他国「軍」と比べて遜色ない軍事的活動を、世界各地で展開しているのである。このような軍事同盟の変容は、台湾海峡における米軍と自衛隊が担う役割にもそのまま波及するであろう。

特に、2021年4月の日米首脳共同宣言「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」で「日本は同盟及び地域の安全保障を一層強化するために自らの防衛力を強化することを決意」するとともに、インド太平洋地域における中国の行動に警戒し、「平和及び安定を維持するための抑止の重要性」を指摘した。またこの種の宣言では半世紀ぶりに「台湾海峡の平和と安定の重要性」に言及している。

米第七艦隊の艦船は台湾海峡を通過することで、中国に対する牽制を繰り返している。例えば7月28日にはイージスミサイル駆逐艦ベンフォード、同じく9月17日には同バリーな

ど、今年（2021年）になってからすでに9回の通行があった（9月現在）。自衛隊は、自衛隊法に基づき、これら米艦船の防護を平時から実施する可能性がある。

その結果、自衛隊が台湾有事に直接に介入する事態が現実化するおそれも強まっている。仮に米中間での緊張がさらに高まり、たとえば小規模な部隊間の小競り合いなどが起きたときは、政府は、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態」すなわち重要影響事態に該当すると国家安全保障会議で認定し、自衛隊の米軍に対する後方支援を行う手続きに着手することが考えられる。さらに武力衝突が拡大すれば、「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」すなわち存立危機事態に該当するとして、集団的自衛権の行使としての武力行使に突き進むことも起こり得るだろう。

第2 進む9条の実質改憲～米中対立・台湾問題情勢との関係から

1 日米共同軍事作戦計画の検討と安保法制

(1) 中国を仮想敵とした我が国の防衛政策、自衛隊の態勢と日米同盟の深化の系譜

我が国の防衛政策がそれまでの北朝鮮対応から、大きく中国へシフトしたのは最近のことではない。

「16大綱」が「多機能弾力的防衛力構想」を採用し、防衛力の役割に、「新たな脅威や多様な事態」への対処を挙げて、その主要な5つの事態・脅威に島嶼部防衛を挙げ、中国の脅威への抑止と対処の態勢へ移行し始めた。

「22大綱」は「動的防衛力構想」を掲げた。防衛力による「抑止と実効的対処」すべき7つの事態の2番目に島嶼部防衛を挙げ、陸自として南西諸島防衛を重視し、そのために北方の防衛力を迅速に南方へ機動展開させる「動的防衛力」を構築する目的が、中国の軍事的脅威への対抗であった。

「25大綱」は「統合機動防衛力構想」を掲げ、「グレーゾーン事態」をキーワードの一つとして、島嶼部防衛につき、侵攻があった場合には、「これを奪還する」と踏み込み、そのための陸自水陸両用部隊（後の水陸機動団）の設置、地对艦ミサイル部隊の配備を決定した。

冷戦時代の我が国の防衛力構想は、「専守防衛」と親和性の強い基盤的防衛力構想を採用していた。「22大綱」で基盤的防衛力構想を排斥した結果、我が国の防衛政策は「専守防衛」から大きく乖離を始めたのである。

中国の軍事的脅威を抑止し対処するという我が国の防衛政策は、「30大綱」により、16大綱以来の対中国抑止・対処の防衛態勢をさらに発展させ深化させるものとなっている。その結果「専守防衛」は空疎なものとなり、安保法制の施行、運用とともに事実上否定されるに至っている。

(2) 「30大綱」、新ガイドラインによる日米同盟の深化と中国に対する抑止と対処

2015年4月新日米防衛協力の指針（以下新ガイドライン）の要点は、切れ目のない日米軍事協力を実現する、そのために平素から「同盟調整メカニズム」を立ち上げる、日米共同作戦計画を策定する、宇宙・電磁波・サイバー空間を新たな戦場として日米が協力するというもので、いずれも「30大綱」に採用されている。

新ガイドラインは、日米の軍事態勢として、平時からの日米による「柔軟抑止選択(FDO)」による軍事的威嚇の態勢、有事には日米による領域横断作戦を採用している。領域横

断作戦は、中国軍の軍事戦略である「接近阻止、領域拒否（A2/AD）」への米軍の対抗戦略である。

安保法制は、新ガイドラインで合意された日米軍事協力を実行するために制定されたものである（集团的自衛権行使、米軍等の武器等防護、戦闘捜索・救難活動、海上阻止活動などは既存の有事法制では不可能な活動だ）。

「30大綱」は、新ガイドラインを実行するための新たな防衛政策と軍事態勢を作るものである。その主要内容は、領域横断作戦を実行する多次元統合防衛力構想を採用し、長距離スタンド・オフ攻撃能力の保有、米軍との戦闘情報ネットワークの共有による日米の軍事一体化の強化、宇宙・サイバー・電磁波領域での戦闘作戦能力の保有を目指すものとなっている。

これらはいずれも中国の軍事的脅威に軍事力で対抗するものである。

（3）響きあう日米の対中国軍事態勢の強化

「30大綱」の下で、我が国の防衛態勢は南方へ重点を移している。2016年に与那国島へ陸自沿岸監視部隊を配備し、2019年に奄美大島へ陸自対空・対艦ミサイル部隊を、2020年には宮古島へ陸自対艦・対空ミサイル部隊を配備した。2022年度中に石垣島へ陸自対艦・対空ミサイル部隊を新たに配備し、2023年度には沖縄本島勝連駐屯地へ陸自対艦ミサイル部隊を配備するための経費を2022年度概算要求に計上している。

これらは九州南端から与那国島に至る第一列島線上で、中国海軍艦船と空軍機の活動を封じ込めるため、隙間のないミサイル戦力を布陣するものである。

さらに、陸自が保有するための中型、小型船舶の建造も2022年度概算要求に入れている。これは南西諸島の島嶼部の水深の浅い港湾への兵站物資輸送を可能にするためである。

熊本の陸自健軍師団へ電子戦部隊を配備し、陸自水陸機動団2個連隊を九州に配備し、その輸送を担うべき陸自オスプレイ部隊の佐賀空港配備を狙っており、F35-Bを宮崎県新田原基地へ配備を予定しているのも、南西諸島における中国との武力紛争を想定した陸自の迅速展開態勢である。

現在奄美大島、宮古島へ配備されている陸自対艦ミサイルである12式ミサイルは、2020年12月閣議決定により、射程を現在の200kmから900kmまで伸延される。さらに将来的には中国本土を攻撃可能な射程1500kmまで伸延されると見られている。

これらの陸自の態勢は、南西諸島において島嶼部を対中国の要塞とするものである。

他方、米国は台湾有事を想定した対中軍事態勢の構築を急いでいる。第三海兵師団の下に、3個沿岸海兵連隊を新たに編成し、それらの大隊規模クラスの部隊が第一列島線上の島嶼部へ配備されて、対艦・対空ミサイルを装備し、F35-Bを運用し、後方からの兵站支援に支えられて中国軍との戦闘を行う「遠征前方基地作戦（EABO）」を遂行する。

陸軍は、電子戦能力を有し、対艦・対空ミサイル、PAC-3を装備した部隊を島嶼部へ配備し、電子戦部隊による敵の衛星、レーダーを妨害、無力化しながら、敵艦船、航空機を攻撃し、敵のミサイル攻撃を防御するというマルチドメイン戦闘（MDB）を遂行する。図1

1（末尾用語集表解説参照）

米国防総省と深い関係にあるシンクタンク「戦略予算評価センター（CSBA）の論文「TIGHTNING THE CHAIN」（2019年）は、対中国軍事戦略として、海洋プレッシャー戦略、インサイド・アウト戦術を提唱している。これは第一列島線上の島嶼部へ配備された陸軍、海兵隊の陸上戦力、第一列島線内の潜水艦、海上戦力をインサイド戦力、それよりさらに後方（西方）に控えた大規模部隊をアウトサイド戦力とし、インサイド戦力により中国海軍、空軍力を攻撃し、アウトサイド戦力がそれを支援するというものである。図2ない

し4（末尾用語図表解説参照）

海兵隊のEABO、陸軍のMD Bはこのインサイド戦力に位置づけられるであろう。在日米軍基地はアウトサイド戦力となる。

米海軍協会機関紙 PROCEEDINGS に掲載された論文「ISLAND FORTS」（島嶼部の要塞）は、第一列島線上の12か所に対艦ミサイル部隊を配備して中国軍を封じ込めるという戦術を提唱している。この内対馬から九州南端、奄美、沖縄本島、宮古、石垣、与那国を結ぶ列島線上には6か所のミサイル部隊配備を想定している。図5（末尾用語図表解説参照）これも上記インサイド・アウトサイド戦術と同じ趣旨である。

米軍がなぜこのような戦術を採用しているのか。米国が西太平洋に本土から増派するには3週間を要する。その間に中国軍が台湾を武力制圧するという急速な既成事実化を阻止するため、武力紛争劈頭から中国軍と闘い米本土からの戦力補強までの間持ちこたえようというものだ。インサイド戦力は中国軍の作戦を複雑化させ、戦力を消耗させることも狙っている。

奄美大島、沖縄本島、宮古島へ配備され、石垣島へ配備される陸自対艦・対空ミサイル部隊は、米軍との共同作戦を想定した配備であり、これらの陸自部隊がインサイド戦力に位置づけられる。

2021年6月から7月にかけて行われた、日米の陸上部隊による共同演習オリエント・シールドは、矢臼別演習場での日米共同のミサイル実射演習、奄美大島での日米共同の対空戦闘演習が主要なものであり、上記インサイド・アウト戦術の実戦的な演習である。

2019年11月には海兵隊によるEABOと米陸軍によるMD Bとの連携した作戦を想定した演習（オリエント・シールド2021-1）を行った。

日米共同演習の目的には、日米の共同軍事作戦計画の検討、策定とその後の情勢に対応したバージョンアップがある。その際の自衛隊の行動を規定するものが安保法制である。日米共同演習は、安保法制の運用の検証にもなっている。

（4）台湾有事を想定した安保法制の運用

台湾有事においては、重要影響事態と武力攻撃予測事態、それが発展した武力攻撃事態、あるいは存立危機事態が認定されうる。情勢緊迫段階での日米共同の威嚇目的による軍事演習、警戒監視活動がある。重要影響事態が認定されれば、重要影響事態法に基づく、自衛隊による米軍への後方支援活動、米艦船・航空機への防護（武器等防護）活動が行われる。後方支援活動には、空母化された護衛艦「いずも」「かが」から海兵隊F35-Bが作戦行動をとり、その際燃料、弾薬の補給、整備が可能となっている。我が国領土内では、米軍等支援法、重要影響事態法に基づき、自衛隊のみならず政府機関と地方公共団体、民間団体を動員した軍事支援、特定公共施設利用法に基づき、港湾、民間空港、道路、海・空域、電波帯を米軍の使用に提供する。

このように台湾有事の際に我が国への武力攻撃がない事態であっても、自衛隊のみならず我が国の総力を挙げた米軍支援が可能になるのが安保法制である。

むろん事態は速やかに存立危機事態、武力攻撃事態に進展することが想定される。要塞化された沖縄本島を含む南西諸島は真っ先に中国軍からのミサイル・航空攻撃が想定されるからである。

(3)に於いて述べた、米軍と自衛隊との共同の軍事態勢は、このような事態を想定したものである。

2 自衛隊による敵基地攻撃能力の保有・強化

(1) 「30大綱」で導入される敵基地攻撃能力の保有

当連絡会が作成した「政府・自民党の『敵基地攻撃論』に対する意見書」（2021年4月5日）第3章において詳細に述べているところであり、これを引用する。

(2) 中国を想定した敵基地攻撃論

これまで敵基地攻撃論は、朝鮮半島核危機や北朝鮮による弾道ミサイル発射実験という北朝鮮脅威論を背景にして声高に主張されてきた。

しかしながら現在主張される敵基地攻撃論は、主要には中国に対する軍事的対処を想定したものである。「30大綱」で保有しようとしている敵基地攻撃能力を有する装備は、いずれも我が国領域や公海、公空上から中国本土を射程に収める能力を有している。この軍事的な能力は、本意見書第2、1(3)で述べた自衛隊の軍事態勢と一体のものとして理解しなければならない。

(3) 米軍と一体化し、補完する自衛隊による敵基地攻撃

我が国、自衛隊が独自に（米国とは無関係に）敵基地を攻撃する能力や意図はない。日米安保条約の下で、在日米軍基地が存在し、米軍が駐留している以上、我が国が独自に単独で敵基地を攻撃すれば、米国はいやおうなく我が国が起こした武力紛争に巻き込まれて在日米軍が攻撃されるからである。

また、自衛隊は長年にわたり専守防衛態勢を採ってきたため、他国を攻撃するための他国領域内の軍事目標の情報を有していないし、そのための戦闘情報ネットワークも有していない。この点では米軍の情報に依存しているし、今後もこの状態は変わらないであろう。敵基地攻撃のための軍事情報ネットワークも米軍に依存せざるを得ない自衛隊が独自に敵基地を攻撃できるはずはない。

したがって自衛隊が既に保有し、これから保有しようとしている敵基地攻撃能力を有する装備体系は、米軍との共同戦闘を想定しているものである。敵基地攻撃のための最重要の戦闘情報ネットワーク（共同交戦能力＝CEC、総合ミサイル防空能力＝IAMD、衛星通信情報ネットワークなど）は、米軍と共有しなければ、敵基地攻撃が可能な装備を運用できないのである。

このことは必然的に、自衛隊が米軍の作戦計画の中に含まれ、米軍の軍事作戦行動を補完することとなる。

(4) 米国による中距離ミサイル配備問題と敵基地攻撃

トランプ政権は2019年2月にINF（中距離核戦力全廃）条約から一方的に脱退し、同条約は同年8月2日に失効した。この措置は、米国が地上発射の中距離（弾道、巡航）ミサイル配備がINF条約で禁止されていた隙に、中国は中距離ミサイル戦力を拡大し、西太平洋において、中距離ミサイル分野では圧倒的に中国が優位に立っていたからである。

米国が中距離ミサイル配備を狙っている地域は、我が国本土と沖縄本島を含む南西諸島であることは間違いない。

戦略予算評価センター（CSBA）が2019年5月にHP上で公開した論文「Leveling the Playing Field」に米軍の中距離ミサイル配備予想図が出ている。グアムの他に本土の三沢、横田、佐世保、沖縄本島、石垣へ配備され、中国本土や台湾へ武力侵攻する中国軍揚

陸部隊や中国本土の軍事施設を標的にするものである。図6（末尾用語図表解説参照）

自衛隊が保有しようとしている敵基地攻撃可能な装備には奄美、沖縄本島、石垣、宮古へ配備される射程900kmないし1500kmの改良型12式ミサイルや、高速滑空ミサイルが含まれる。

米軍の地上配備中距離ミサイル部隊と自衛隊の地上配備中距離ミサイル部隊とが共同して中国本土の敵基地を攻撃し、対艦攻撃、防空戦闘を行うことも十分ありうることである。PHP研究所発行の雑誌「Voice」2021年9月に「日本の『抑止力』とアジアの安定」との論文（岩間陽子氏、村野将氏著）が掲載されている。この論文では「日本が保有すべき打撃力の在り方」として、陸自の長距離対艦巡航ミサイル（12式対艦ミサイルの射程伸延を想定）、弾道ミサイルないし極超音速滑空ミサイルにより、中国沿岸部の航空基地を無力化することを提案している。論者は、我が国による中距離ミサイル戦力で、中国本土に所在する中国軍の重要な軍事施設を攻撃する能力を保有して、中国を抑止することを主張しているのだ。図7（末尾用語図表解説参照）

敵基地攻撃能力の保有が何を狙ったものであるかを率直に説明するものであろう。日米共同で中国本土の「敵基地」を攻撃する構想である。

第3で論述されるが、我が国へ配備されようとしている米軍の中距離ミサイルは、核・非核両用であろう。そうであれば、中国は核攻撃を想定した対処を行うであろう。また、中国軍の「虎の子」のミサイル戦力、とりわけ核ミサイル戦力が、米軍や自衛隊による攻撃の対象になれば、それらが破壊される前に発射するかもしれない。

その意味で、台湾有事を想定した日米の軍事行動は、核兵器の応酬にエスカレートする危険性を常にはらんでいる。

（5） 空疎な「専守防衛」と実質改憲

敵基地攻撃能力の保有やその実行が、憲法9条に関する政府解釈である「専守防衛政策」と整合性がとれるのか。

これを論じる前提として、敵基地攻撃についての具体的な事実を踏まえておくことが重要である。法（憲法）を解釈適用する際には、それが適用される事実の正確な認識が必要であることは、法律家にとっては当然のことである。

敵基地攻撃能力と憲法9条との関係につき、常に昭和31年2月鳩山見解が引用される。しかしながら、この当時ソ連はICBMをいまだ保有しておらず、中国はわが国に対する攻撃能力もなかった時代である。その後我が国周辺でのミサイル戦力の状況は様変わりしている。

発見困難な車載発射機（TEL）から発射される固体燃料推進弾道ミサイルや巡航ミサイル、膨大な数のミサイル基数、ミサイル防衛でも防御できないタイプのミサイルの出現などで、我が国を取り巻くミサイル戦力の状況は、これまでの敵基地攻撃に関する憲法論の前提を失っている。現在の状況下で鳩山見解を前提にした憲法9条解釈は既に時代にそぐわなくなっている。

現代のミサイル戦力を前提にすると、我が国による敵基地攻撃で我が国の平和と安全、国民の平和的生存権や憲法13条で保障される生命・自由・幸福追求権が保証されると考えることはできない。むしろその逆で、敵国から我が国へ向けて大量のミサイル戦力、航空戦力による攻撃を受け、再び「政府による戦争の惨禍」を受けることを覚悟しなければならない。

専守防衛は、単に憲法9条に基づく宣言政策だけではない。そもそも自衛隊が憲法9条に適合するための憲法9条解釈であるし、自衛隊の装備や運用（自衛権行使の地理的範囲

の制限、攻撃的兵器－ I C B M、攻撃型空母、戦略爆撃機－保有禁止）でも規範的制限を行うものである。

専守防衛は、政府による自衛権行使三要件の内第3要件である「必要最小限度の実力行使」に直接かわる。国際法上の自衛権行使三要件の第3要件である「均衡性」よりもさらに限定されているのは、憲法9条があるからである。

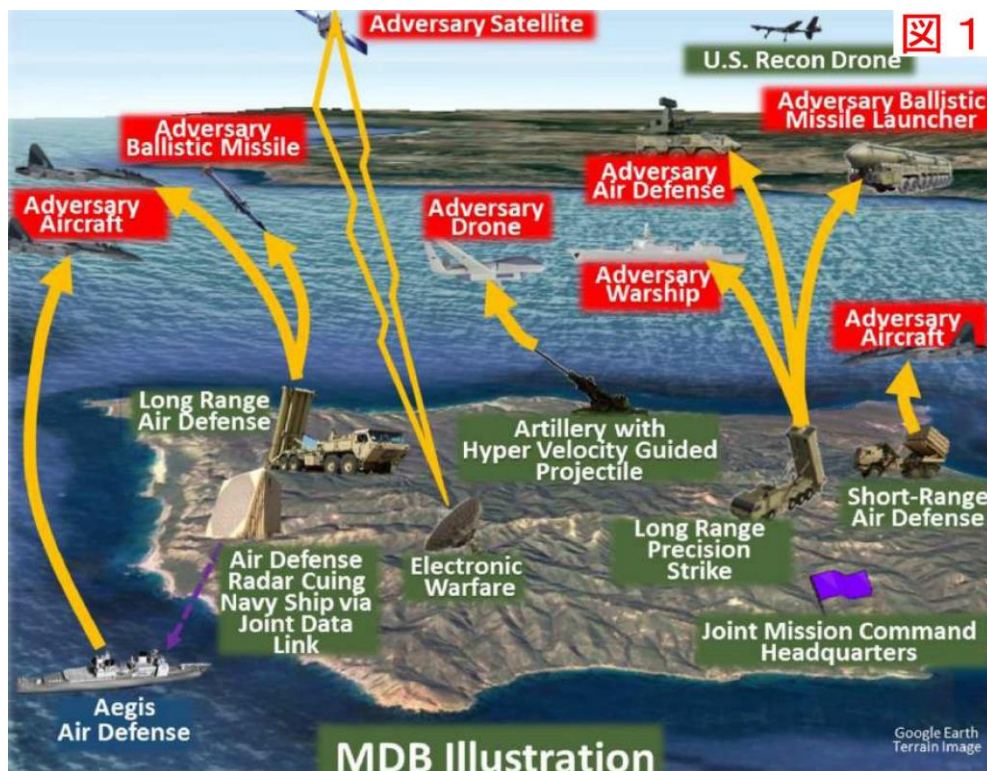
我が国の敵基地攻撃は米軍の作戦行動の補完的役割であり、米軍の作戦計画の一部となり、実際の行動は戦闘情報ネットワークで米軍の戦闘行動と連携する。米軍の軍事行動は「必要最小限度」で縛られてはいない。

このような米軍の戦闘行動と共同する自衛隊が、「必要最小限度」を守られるとは考えにくい。専守防衛のため、自衛隊はこれ以上の作戦行動をとれないという事態になれば、米軍の作戦に穴が開くことになるであろう。

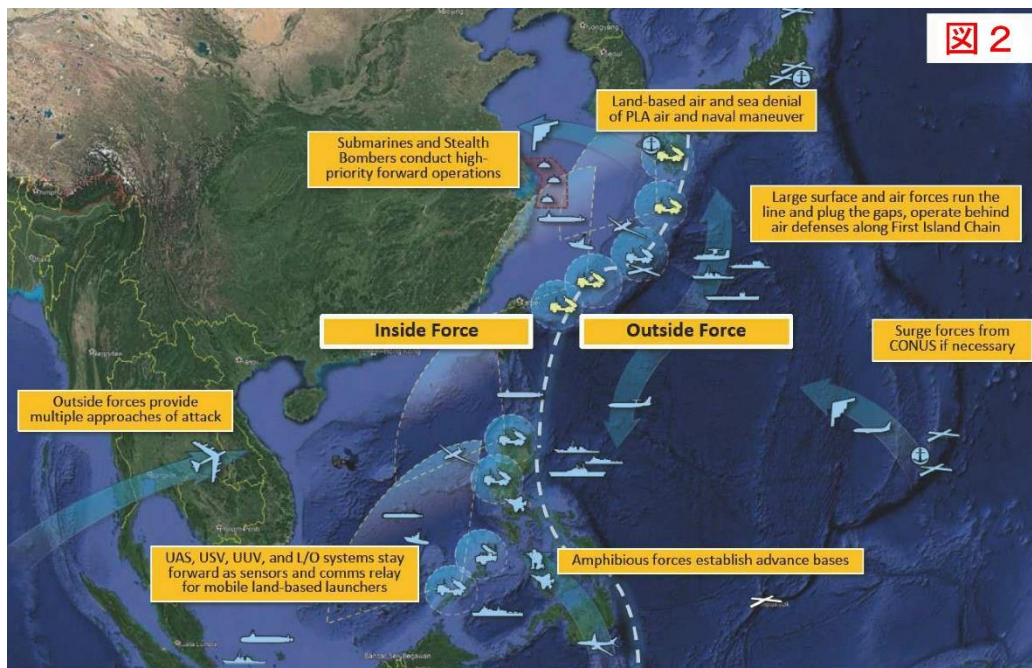
つまり、「30大綱」により米軍との軍事的一体化が深まっている自衛隊が、台湾有事において中国軍と武力紛争になれば、専守防衛を維持することは不可能になるのである。

敵基地攻撃論で論じられる内容は、意識的あるいは無意識的なのか、第一撃についての議論をしているように思われる。しかしながら、実際に敵基地攻撃を実行すれば、必ず敵の反撃があり、第一撃に引き続き敵基地攻撃が必要になる。これは武力紛争の間で行われる作戦となるであろう。どこまでが必要最小限度なのか、もはやその限界は無視されることになるであろう。

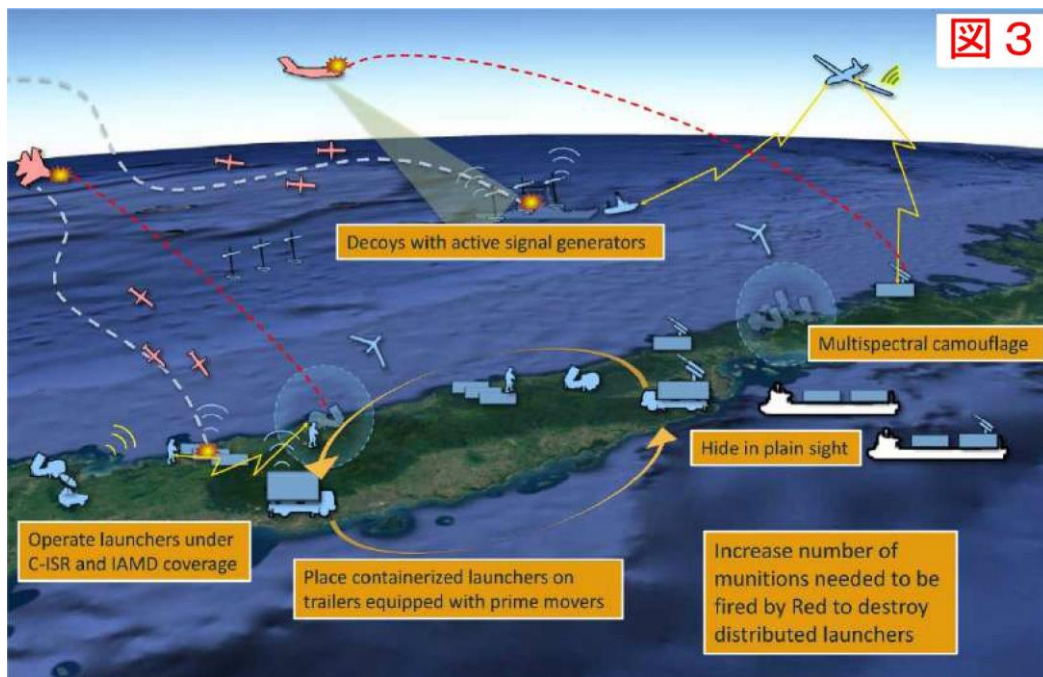
安保法制の下で、米軍との一体化を深めている自衛隊が、米軍と共同した敵基地攻撃を行えば、もはや専守防衛とは言い難い軍事行動になる。そのことは安保法制の違憲性をより際立たせることになる。



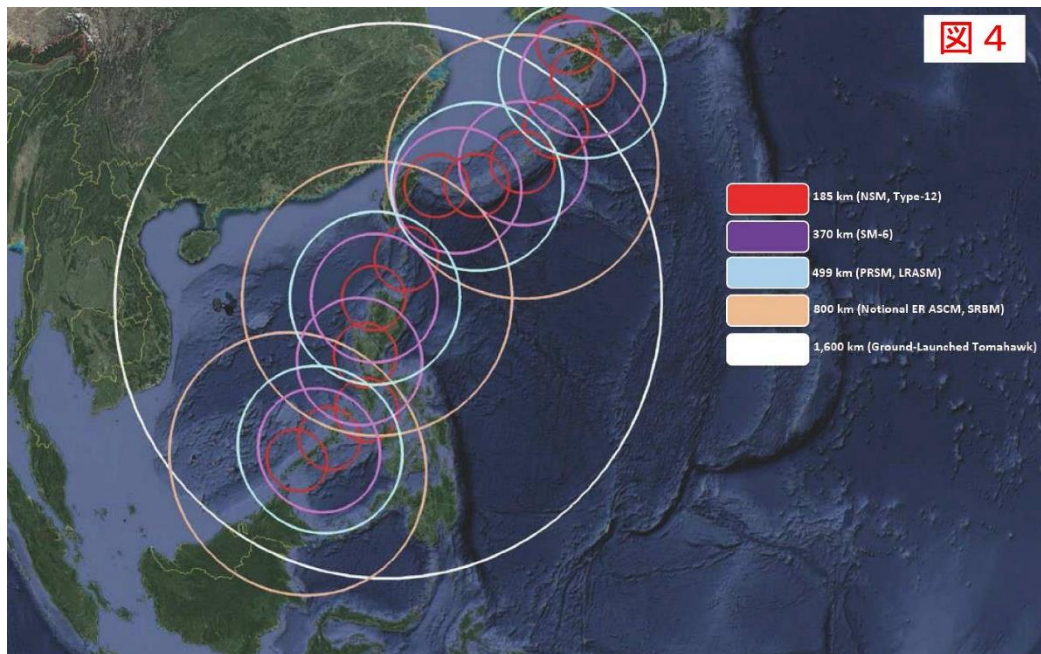
米太平洋軍公式フェイスブックより



2019 年 CSBA 論文「TIGHTENING THE CHAIN : IMPLEMENTING A STRATEGY OF MARITIME PRESSURE IN THE WESTER PACIFIC」 FIGURE 4: INSIDE-OUT DEFENSE OVERVIEW



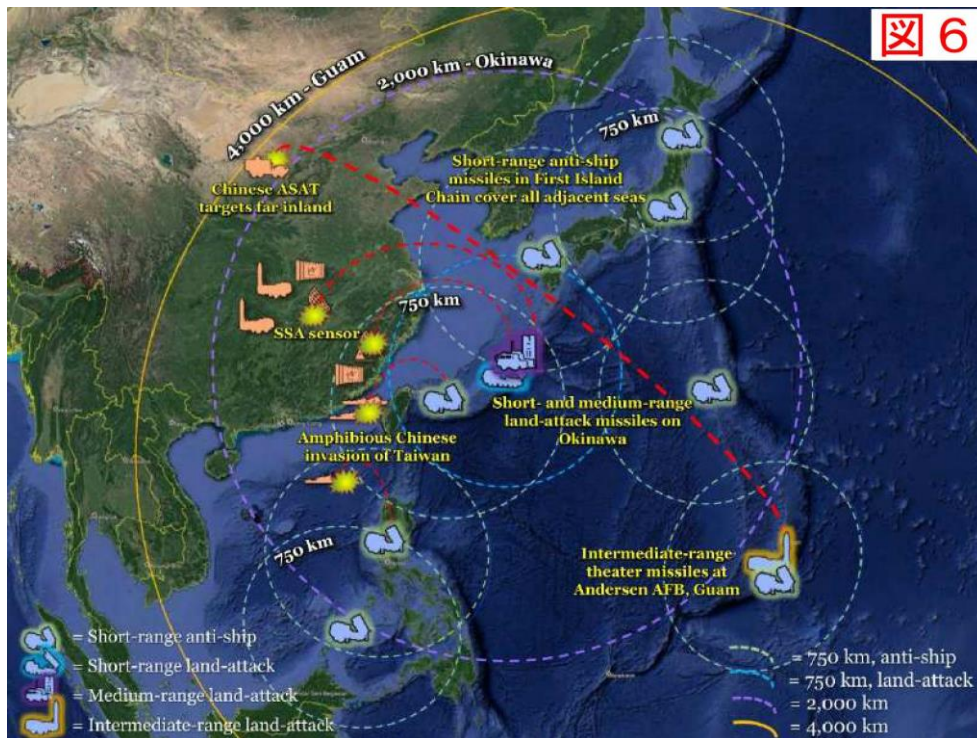
2019 年 CSBA 論文「TIGHTENING THE CHAIN : IMPLEMENTING A STRATEGY OF MARITIME PRESSURE IN THE WESTER PACIFIC」 FIGURE 6: MEASURES TO IMPROVE RESILIENCY OF INSIDE FORCES



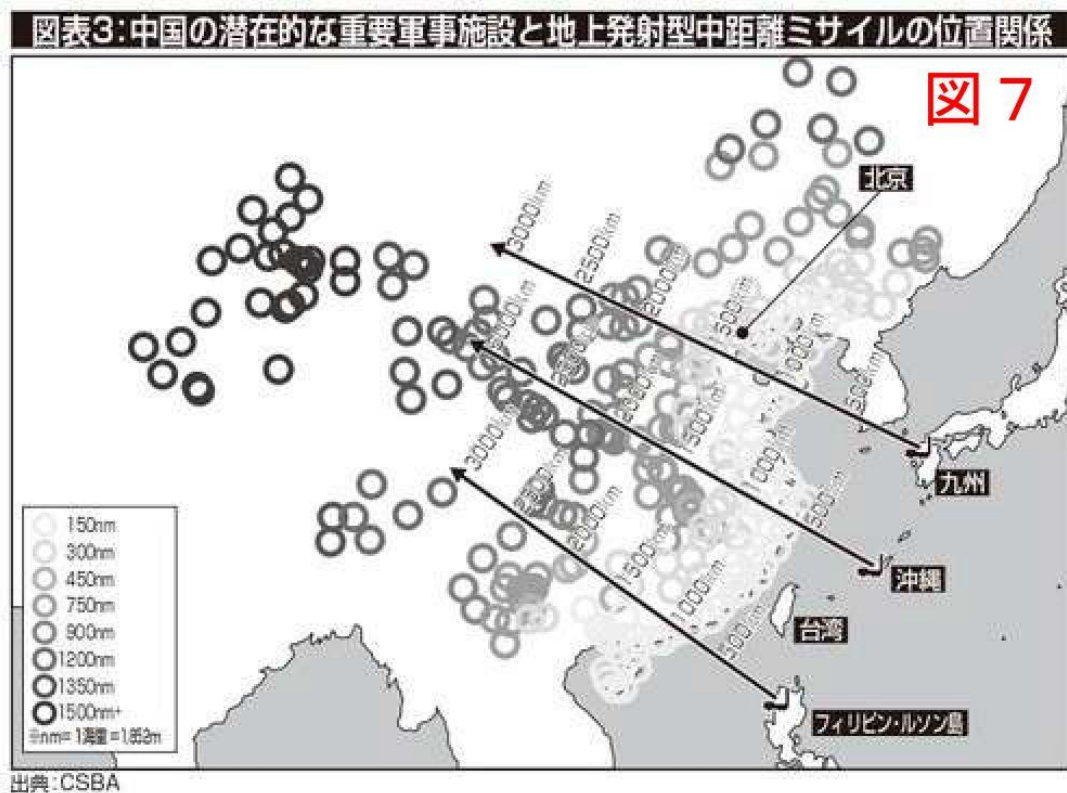
2019 年 CSBA 論文 「TIGHTENING THE CHAIN: IMPLEMENTING A STRATEGY OF MARITIME PRESSURE IN THE WESTERN PACIFIC」 FIGURE 5: OVERLAPPING COVERAGE OF GROUND-BASED SEA-DENIAL SYSTEMS



米海軍協会月刊誌 PROCEEDINGS 2019.1 「ISLAND FORTS : LAND FORCES HAVE VALUE IN AN AIR-SEA BATTLE」
FIGURE 1 Possible Launcher Site Locations



2019 年 CSBA 論文「LEVELING THE PLAYING FIELD :REINTRODUCING U. S. THEATER-RANGE MISSILES IN A POST-INF WORLD」FIGURE 7: THEATER-RANGE MISSILES IN A POTENTIAL CONFLICT WITH CHINA



PHP 研究所「Voice」2021 年 9 月号 論文「日本の『抑止力』とアジアの安定」より

3 南西諸島への自衛隊配備・強化

(1) 南西諸島・九州への自衛隊配備・強化の背景

南西諸島への自衛隊配備・強化には「自衛隊の生き残り」の側面がある。冷戦後、ソ連という仮想敵がいなくなった防衛省はその生き残りのための別の仮想敵と任務を求めた。それが「中国」であり、中国を仮想敵とすることで「自衛隊リストラ論」を回避する目的もある。

ただ、南西諸島への自衛隊配備・強化は自衛隊の生き残りだけが背景ではない。アメリカの要求であり、南西諸島・九州の自衛隊配備・強化は対中国軍事戦略の一環を担うものである。

たとえばケビン・メアは『決断できない日本』という本の中で、「日本最西端の与那国島から台北までは110kmにすぎず、台湾海峡有事の際は戦略拠点の一つとなる」と発言している（126頁）。さらに「与那国、石垣両島への米艦寄港は有事を想定して、八重山諸島の港湾施設の状況を把握するために事前の調査が必要」（163頁）として与那国島や石垣島へ米艦船を寄港させた。

アメリカは「エアシーバトル構想」、最近では「遠征前方基地作戦」（EABO、Expeditionary Advanced Base Operation）で中国を第一列島線に封じ込める軍事戦略を立てている。与那国島、石垣島、宮古島、沖縄本島、奄美大島、そして九州に至る自衛隊配備・増強は、こうしてアメリカの軍事戦略の一環を担うものである。EABOへの加担のため、F35-B、「いずも」「がが」の空母化、スタンド・オフ・ミサイルなどの「敵基地攻撃能力」の保有、オスプレイ、水陸機動団、高機動ロケット砲システム（HIMARS）などの装備を整えつつある。防衛省は2022年度予算の概算要求で、過去最大の5兆4千億円超を計上する予定であるが、その費用は南西諸島への自衛隊配備・強化に充てられる。

そして後述するように、EABOの訓練は北海道でも行われるなど、日本全土がアメリカの軍事戦略に組み込まれている。

(2) 現実の配備

ここでは現実に侵攻している南西諸島・九州での自衛隊配備の状況と計画を紹介する。

① 与那国島（沖縄県）

- ・2016年3月 沿岸監視部隊約160人
- ・2023年をめどに電子戦の専門部隊を配備予定。最新の車載型ネットワーク電子戦システム（NEWS）の配備も予定。

② 石垣島（沖縄県）

- ・2022年度末に陸上自衛隊の地対艦・地対空ミサイル部隊、武力攻撃などへの初動対応を担う警備部隊の配備計画（500～600人規模）。

③ 宮古島（沖縄県）

- ・2019年3月 警備部隊約380人
- ・2020年4月 ミサイル部隊240人

④ 沖縄本島（沖縄県）

- ・電子戦部隊を2022年度3月までに陸自那覇駐屯地と知念分屯地に配備予定。
- ・2023年度を目途に陸自勝連分屯地に地対艦ミサイル（SSM）部隊の配備計画。

⑤ 奄美大島（鹿児島県）

- ・2019年3月 警備部隊、地対艦・地対空ミサイル部隊560名配備。
- ・2022年度 NEWSの配備予定。

⑥ 馬毛島（鹿児島県）

- ・米軍空母艦載機陸上離着陸訓練（FCLP）移転と自衛隊基地建設。
- ・島の東側に大規模な係留施設、仮設栈橋3本を予定。
- ・「いずも」「かが」も入港可能。

⑦ 新田原基地（宮崎県）

- ・岩国基地の「第2の代替飛行場」
- ・2024年度からF35-Bの配備開始。
- ・2024年度6機、2025年度2機、合計1個飛行隊約20機配備予定。
- ・軍用機をメンテナンスできる能力は新田原基地が突出。
- ・小型空母となる「かが」（呉基地所属）との連携可能。

⑧ 水陸機動団（長崎県）2018年3月発足。「日本版海兵隊」

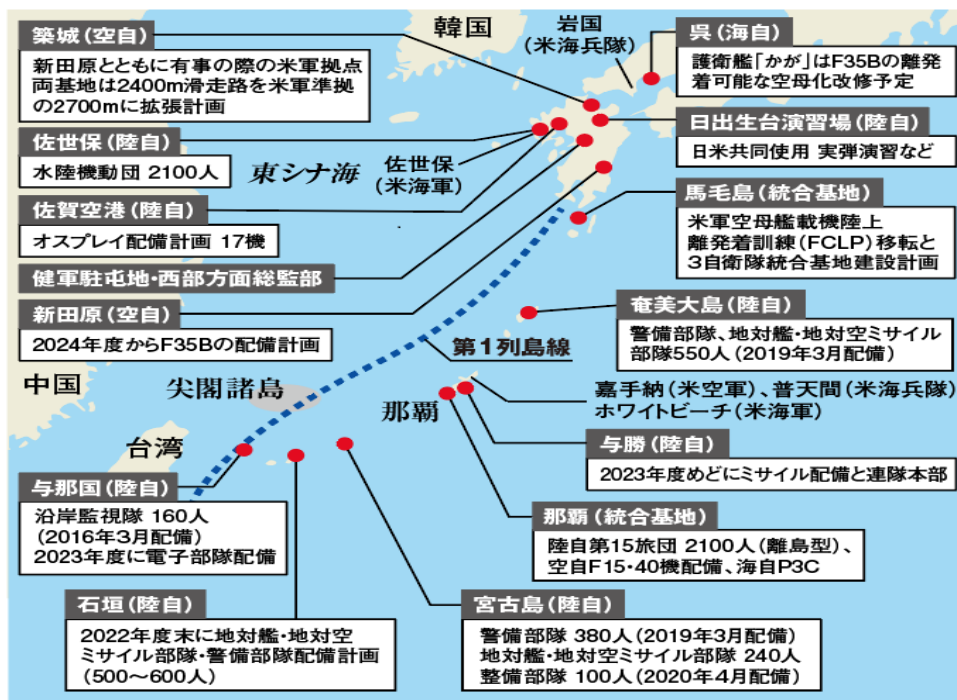
⑨ オスプレイ配備計画（佐賀）

- ・佐賀には全国初の大規模の弾薬補給部隊となる「西部方面後方支援隊」（2018年3月）

⑩ 九州

- ・熊本では第8師団が「機動師団」、つまり派兵部隊に改編。2021年3月29日、健軍駐屯地に「第301電子戦部隊」発足（約80人）。
- ・大分には湯布院駐屯地に「水陸機動団」の特科大隊、玖珠駐屯地に「戦闘上陸大隊」の1個中隊配備。こうして「水陸機動団」の重要部隊は大分にも配備。
- ・鹿児島は川内駐屯地には2022年度に「電子戦部隊」を新編予定。
- ・福岡には築城基地が存在。2006年5月、日米両政府が合意した「在日米軍再編ロードマップ」には、緊急時に築城基地と宮崎県の新田原基地を使用することが明記。2019年度から新田原基地と並び、米軍用の施設を整備する事業。射程距離十数kmのPAC-3の性能を向上させ、射程距離が2倍となったPAC-3MSEも配備。

第1列島線における日米軍事基地配置図



提供：沖縄平和運動センター

(3) 南西諸島への自衛隊配備と「平和的生存権」

「平和的生存権」にはさまざまな内容が含まれており、ここでその内容すべてを紹介することはしないが、「中核」となる内容は、「戦争や軍隊により生命、身体、健康を奪われたり脅かされない権利」である。「平和的生存権」は「恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」という憲法前文が根拠となる。また、憲法13条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と明記されている。国家の行為、とくに憲法9条で禁止された「戦争」や「武力の行使」等により「生命」が奪われてはならないこと、「身体」や「健康」が奪われたり脅かされれば、「幸福追求の権利」は実現されない。そこで「生命」や「幸福追求の権利」を保障する憲法13条も「平和的生存権」の法的根拠となる。

さらに「平和的生存権」は実際に生命や身体、健康を実際に奪われるだけでなく、奪われるかもしれないという「おそれ」を抱かざるを得ない状況に置かれ場合にも「平和的生存権」は侵害されたことになる。憲法前文では「恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」と明記されている（傍点は強調）。「恐怖」から免れることも「平和的生存権」の内容である。

「平和的生存権」論の先駆者である星野安三郎立正大学名誉教授は「ここにいう恐怖とは戦争と圧政の恐怖である。なぜならば、現に戦争がなくても、絶えず戦争の脅威におびえ、それに備えて不気味なサイレンの下、防空演習を強制されるところに平和な生活はないからである」と指摘する（星野安三郎「平和的生存権序論」小林孝輔・星野安三郎編『日本国憲法史考』（法律文化社、1962年）6頁）。

以上の「平和的生存権」の内容からすれば、南西諸島への自衛隊配備は南西諸島の市民の平和的生存権を脅かし、侵害することになる。『産経新聞』2021年8月22日付は、安保法制を根拠に自衛隊が台湾有事の際にアメリカ軍と一緒に武力行使をした結果、「与那国など戦域の恐れ」「先島諸島は台湾有事の戦域に含まれる恐れがある」として、自衛隊が「国民保護等派遣」等の準備を「急務」にせざるを得ないと報じている。河野克俊前統合幕僚長も「台湾有事なら沖縄・鹿児島も戦域に。これは軍事的常識」と発言した（『南日本新聞』2021年9月2日付〔電子版〕）。与那国島、石垣島、宮古島などの先島諸島が「戦域」になり、島民を非難させざるを得ない状況、沖縄や鹿児島を「戦域」にすることになる状況を生じさせているのが南西諸島への自衛隊配備・強化である。実際、たとえば宮古島の保良弾薬庫は集落から200m程度のところに新設されたが、集落には年配の住民が多く、いざ戦争になれば保良弾薬庫が攻撃されるので犠牲になると考える市民がいる。保良では住民の住宅から50m程度しか離れていない場所でミサイル発射訓練が実施されている。つまり保良からミサイルが発射される可能性がある。そうなれば当然、保良は攻撃対象となる。保良弾薬庫が攻撃されれば、逃げることなどできるわけないと考えている年配の住民の方がいる。南西諸島への自衛隊配備はこうして住民の「平和的生存権」を侵害・脅かしている。



与那国島に新設された自衛隊のレーダー。2019 年 5 月撮影。



宮古島の保良訓練場。「訓練場」などとされているが「弾薬庫」である。門から集落が見えるように、集落からとても近い場所に「弾薬庫」が建設された。2021 年 10 月撮影。

※南西諸島・九州の自衛隊配備・強化については平和フォーラム HP の下記を参照

<http://www.peace-forum.com/wp-content/uploads/2021/10/layout.png>

4 米国等との共同訓練—その実態と法的問題

最近、自衛隊は海外での武力行使を念頭に置いた軍事訓練が継続的に実施されている。ここでは陸自の「EABO」訓練と海自の「インド太平洋派遣」訓練を中心に紹介する。

(1) EABO訓練

ア はじめに

平和フォーラムが刊行する『News Paper 2021. 10』で伊波洋一参議院議員は「現在、沖縄県内で問題となっている米軍機による低空飛行訓練、パラシュート降下訓練、吊り下げ訓練、夜間飛行訓練や、ブルービーチ演習場における着上陸訓練、嘉手納・普天間飛行場への外来機の飛来、嘉手納・普天間・伊江島などの基地機能強化などは、多くがEABO」の「訓練の一環といえます」と指摘している。伊波議員の指摘のように、日本全土、とりわけ沖縄ではEABO訓練が頻繁に行われている。

イ EABO (Expeditionary Advanced Base Operation 遠征前進基地作戦)

EABOは「海兵隊での比較的新しい理論」と紹介されている(アメリカ軍の機関紙『星条旗新聞』2020年12月8日付)。第2次世界大戦以降、海兵隊は制空権・制海権が確保された中での島嶼上陸を行い、敵の陸上戦力を撃破するという戦い方を基本としてきた。しかし中国の「接近阻止・領域拒否(A2/AD)」能力の拡散、とりわけ中国の海軍力の増強とミサイル開発がアメリカの海洋進出と軍事活動を脅かしているとの認識のもと、「海兵隊作戦構想」(2016年)で提唱された新戦略がEABOである。2019年7月、新たに海兵隊総司令官になったバーガー大將はEABOを基本とした戦い方、体制等の変革に取り組むと表明した。

ウ 実際の訓練

ここで実際のEABO訓練の一部を紹介する。

① キーン・ソード21

2020年10月26日から11月5日まで、鹿児島県の臥蛇島、奄美大島、種子島、徳之島、沖縄本島、久米島、宮古島、与那国島などで陸自CH-47と普天間基地所属の海兵隊MV-22オスプレイによる兵員・装備の展開の訓練、ボートでの上陸訓練などが実施された。10月30日から11月1日に臥蛇島で行われた訓練には水陸機動団約100名と沖縄のアメリカ海兵隊約40人が参加した。臥蛇島沖の艦船からアメリカ海兵隊のオスプレイや自衛隊のヘリコプターが飛び立ち、上空から部隊が島に展開した。海上からもボートで上陸し、島にいると想定される敵との戦闘訓練が行われた。

② キャストアウェイ21.1

「離島への攻撃を想定 偵察部隊から医療テントまで 米海兵隊 沖縄・伊江島のEABO訓練を公開」

上記の記述は『沖縄タイムス』2021年4月19日付〔電子版〕の記述である。この時期、アメリカはEABO訓練をハワイと沖縄で実施していた。ハワイで行われたEABO訓練はアメリカ海兵隊と陸軍という、アメリカ軍だけの訓練(「スパルタン・フューリー21.1」)だが、沖縄で日米合同で行われたEABO訓練が「キャストアウェイ21.1」になる。

2021年3月、伊江島で長距離の精密ロケット射撃が可能な武器を空輸、配備する訓練などが実施された。さらには「航空支援テント」、「海水浄化装置」、「燃料補給エリア」、負傷した兵士への応急措置をする「医療テント」、「調理場」も設置された。これらの輸送にKC-130Jハーキュリーズ、MV-22Bオスプレイ、CH-53Eスーパースタリオンなど多くの海兵隊の航空機が使われた。岩国基地の第121海兵戦闘攻撃中隊(VMFA-121)からはF35-Bが参加した。こうした訓練を見れば、なぜ日本でF35-Bやオスプレイなどの取得が目指されたかも分かっていこう。

③ オリエント・シールド21

「アメリカ軍はオリエント・シールドで日本初のHIMARSの射撃訓練」

上記はアメリカ軍の機関紙『星条旗新聞』2021年7月7日付の記述である。『星

『星条旗新聞』によれば2021年6月28日から30日まで、北海道の矢臼別演習場で日本初のHIMARSの実弾射撃訓練が実施されたことが紹介されている。

また、奄美では中SAMを使った訓練が実施されたことも『星条旗新聞』2021年7月7日付で紹介されている。奄美大島での訓練については陸上自衛隊のHPで、「米陸軍ペトリオット部隊が初展開した奄美大島では、奄美駐屯地において陸自第8高射特科群と米陸軍第38防空砲兵旅団第1防空砲兵連隊第1防空砲兵大隊が陸自中SAMと米陸軍ペトリオットにより共同対空戦闘訓練を実施した。本訓練は、日米陸軍種の防空部隊（対空戦闘部隊）によるA2/AD環境シナリオ下における総合ミサイル防空の一環としての訓練であり、島嶼部での日米防空部隊間の共同対空戦闘能力を向上させた」と紹介されている。



矢臼別演習場で行われた日本初のHIMARS実弾射撃訓練（陸上自衛隊HPから）

④ マクレガー射場での訓練

陸上自衛隊は2021年8月9日から11月19日まで、航空自衛隊は2021年8月17日から11月21日まで、アメリカのニューメキシコ州マクレガー射場で「陸上自衛隊中SAM部隊と航空自衛隊ペトリオット部隊との初の協同実弾射撃訓練」が実施される予定である（「令和3年度ホーク・中SAM部隊実射訓練の概要について」2021年8月6日陸上幕僚監部）。沖縄からは宮古島駐屯地を拠点とする陸上自衛隊の第7高射特科群約30人と航空自衛隊の第5高射群が参加予定となっている。

(2) 海自等の訓練

ア さまざまな訓練

次に、海自の訓練を紹介する。

① 「平成30年度インド太平洋方面派遣訓練」

これは2018年8月26日～10月30日に行われた。そして9月12日には、南シナ海で洋上での対水上射撃訓練（「いなづま」76mm砲、「すずつき」127mm砲）が実施された。9月27日にはインド洋で「対空射撃訓練」や「立入検査訓練」が実施された。

② 「平成31年度インド太平洋方面派遣訓練」

この訓練は2019年4月30日～7月10日に実施された。5月2日には陸上自衛

隊水陸機動団隊員が「いずも」衛生員に対して止血法を展示した。5月23日から24日には、インド海軍と対潜訓練や戦術運動など共同訓練を実施し、インド海軍との連携を強化した。

③ 日米共同訓練「キーン・ソード」

この訓練は2020年10月26日～11月5日に実施され、自衛隊約3万7千人、米軍約9千人が参加した。そして事実上の空母化が予定されている「かが」にはじめて米軍オスプレイの着艦訓練が実施されたり、10月20日（先遣隊は数日前）には米兵約200人が宮崎市内のホテルに宿泊した。8月には新千歳にも米兵が宿泊した。

④ 「武器等防護」（自衛隊法95条の2）訓練

安保法制成立により、外国の武器等の防護も法的に可能とされた。2017年には2件だったが、2018年に16件、2019年に14件、2021年には25件もの外国の武器等防護が実施された。訓練の場所や日時等は公表されていないので詳細を紹介することはできないが、艦艇護衛4件、航空機防護21件とされている。

イ 米軍だけでない「軍事訓練」

最近、自衛隊はアメリカ軍だけでなく、オーストラリア、イギリス、フランス、ドイツ、カナダ、インドなど、さまざまな国との共同軍事訓練を実施している。さらにはスリランカ、韓国、パキスタン、オランダ、ニュージーランドなどとの訓練も実施してきた。2021年8月20日から11月25日までの訓練が予定されている「令和3年度インド太平洋派遣」では、インド、インドネシア共和国、オーストラリア連邦、シンガポール共和国、スリランカ民主社会主義共和国、パラオ共和国、ベトナム共和国、フィリピン共和国、フランス領ニューカレドニアへの寄港を予定している。

(3) 日米軍事訓練の法的評価

ア 憲法理念とは相容れないインド太平洋での共同訓練

まず、海上自衛隊のインド・太平洋での訓練。海上自衛隊がインド洋でインド海軍などと軍事訓練をすることが「日本防衛」と何の関係があるのか。日本防衛に無関係な軍事訓練であることは明確であろう。海上自衛隊のインド洋などでの共同軍事訓練は、「国際紛争を解決する手段」としての「戦争」や「武力行使」等の訓練となる。つまり憲法違反の国家行為の訓練である。また、インド洋でも「立入検査訓練」なども実施されているが、これも実質的には「臨検」の訓練となり、やはり憲法9条2項で禁止された「交戦権」行使の訓練となる。

イ 「平和的生存権」を侵害・脅かすEABO訓練

次に、EABO訓練は「平和的生存権」（憲法前文等）を侵害する。先に紹介した平和的生存権の意義に照らすと、EABO訓練は「平和的生存権」を侵害・脅かしている。米軍機の低空飛行訓練、パラシュート降下訓練、吊り下げ訓練、嘉手納基地や普天間基地に岩国のF35-Bや横田基地のCV-22オスプレイ等が飛来することで、とりわけ沖縄の市民はアメリカ軍機の墜落等におびえざるを得ない状況に置かれている。EABOの夜間訓練による、あまりにひどい騒音により、生命や健康を損なう危険性もある。EABO訓練での墜落事故等により生命や身体などが奪われるかもしれないという「おそれ」を抱かざるを得ない状況にある。こうして「平和的生存権」が侵害・脅かされてきた。

5 戦争への道を進める国民監視と自由抑圧の体制づくり

(1) 戦争する国づくりと秘密保護法

日本は、軍機保護法や国防保安法により、秘密保護、情報統制を徹底させ、侵略戦争を進めてきたが、これらは1945年の敗戦により廃止された。戦争を放棄し軍隊を保持しないとする日本国憲法のもとで、在日米軍や装備などに関係する制度（刑事特別法、MDA秘密保護法）が存在したものの、1985年に国会に提出された「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」は国民の強い反対の前に廃案となっていた。

ところが、政府は、アフガニスタンの戦争に参加して海外派兵を認めた2001年のテロ特措法と同時に、防衛秘密を特別に保護する自衛隊法「改正」を国会で成立させた。さらに、自衛隊と米軍の一体化が進められるもとで、2012年4月、国防軍の保持と国防軍に関する秘密保護法制を明記する自民党改憲草案が発表され、同年7月には集団的自衛権の行使とともに秘密保護法制づくりを求める自民党国家安全保障法案(概要)が明らかにされた。

そして、安倍政権は、2013年12月、多くの国民の反対を押し切って「特定秘密の保護に関する法律」（秘密保護法）の成立を強行した。同法は、防衛、外交、スパイ、テロにかかわる広範な情報を特定秘密に指定して、メディアや市民、国会・裁判所などから秘匿し、秘密を取り扱う公務員・労働者や家族を「適性評価」による監視と分断のもとにおく一方で、漏えいや取得に関する共謀・教唆・扇動を重罰の対象とするものである。

また、安倍政権は、秘密保護法と時を同じくして日本版NSC設置関連法も成立させ、アメリカのNSCをまねて、首相、官房長官、防衛大臣、外務大臣の四大臣で構成する「国家安全保障会議」により、防衛・外交等に関する重要事項を決定することにした。同会議は国家安全保障局が集中的に管理する秘密を把握する。日米での戦争準備、共同作戦づくりなども、国民に隠したまま進めることのできる体制づくりである。

実際、安倍政権は、秘密保護法制定の翌年2014年に集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、それを法制化した安保法制（戦争法）の成立を2015年9月に強行した。秘密保護法は、日本版NSC法と一体となって、戦争をするための秘密管理体制を構築する法律なのである。

(2) 共謀罪・盗聴法による国民監視

共謀罪とは、犯罪行為を行わなくても、共謀すなわち計画・「合意」だけで処罰できる犯罪類型であり、内心や会話、さらには暗黙の了解、目配せだけでも処罰の対象となってしまうものである。共謀罪は、秘密保護法で一部導入されていたが、2017年6月、共謀罪を広く処罰の対象とする「改正組織的犯罪処罰法」（共謀罪法）の成立が強行された。

外形を伴わないこれらの犯罪をどのようにして摘発し、検挙するか。ひとつは「密告のすすめ」や「内通者・スパイの活用」であり、もうひとつの方法が通話・通信の傍受あるいは会話の傍受、すなわち盗聴である。すでに2016年5月、「犯罪捜査のための通信傍受法」

（盗聴法）の対象となる犯罪の範囲を拡大し、NTT職員等の立会いなしに「傍受」を可能とする盗聴法「改正」案が国会で成立している。

このように、平和団体・市民団体、労働組合、野党などの活動、とりわけ通信や情報交換などが、密告や盗聴なども使って警察の日常的な監視のもとにおかれ抑圧され、時には弾圧されることになるのである。現に、国公法堀越事件で警視庁による私生活全般にまで及ぶ継続的なビデオ監視が、大垣警察署警による大型風力発電の公害反対運動に対する監視が、自衛隊「情報保全隊」によるイラク派兵反対の活動に対する情報収集・監視などの問題が明ら

かにされている。そのうえ秘密保護法、共謀罪、盗聴法等による監視、抑圧が強化されるも
とでは、市民の活動の自由に対する重大な侵害を招く危険がいっそう大となる。

(3) 国家・警察による市民監視を招くデジタル監視法

2021年5月、指摘された多くの問題について見直しをしないまま成立した「デジタル
改革関連法」(デジタル監視法)は、国家・警察による市民監視を招くおそれが大である。

そもそも、デジタル監視法により、各省庁と地方自治体の情報システムが、すべて共通仕
様化され、デジタル庁に一元管理される。さらに、マイナンバーによって、健康情報、税金
情報、金融情報、運転免許情報、前科前歴情報などが今後紐づけされて一覧性の高い形で利
用が可能となる。とりわけ、行政機関の長は、データ主体(本人)の同意なしに、目的外利
用・提供ができる。これは、市民のセンシティブ情報を含むあらゆる情報を政府が「合法的
に」一望監視できる国家、すなわち「監視国家」の体制整備を意味する。

内閣総理大臣を長とするデジタル庁は、内閣情報調査室と密接な関係を持ち、デジタル庁
が集約した情報は、官邸・内閣情報調査室を介して警察庁・各都道府県警察と共有されるこ
とが想像に難くないが、これらの監視国家化を禁止又は厳格に規制するために不可欠な法的
措置は採られていない。

しかも、内閣に設置されるデジタル庁は、内閣総理大臣を長とする強力な総合調整機能(勸告
権等)を有し、ガバメントクラウドを統括管理し、予算配分を担うことになり、他方で、各省庁、
地方自治体、教育機関、医療機関等は、デジタル庁の勸告に対して尊重する義務を負う。住民と
の合意のもとで構築してきた独自の個人情報保護の在り方を破壊し、公共団体による先進的
な個人情報保護制度の構築を後退させるものになりかねない。

(4) 重要土地利用規制法による監視・抑圧

菅政権は、2021年6月、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の
調査及び規制等に関する法律」(重要土地利用規制法)の成立が強行された。基地や原発な
ど重要施設に関して、周辺住民などをはじめ市民の活動を監視し、自由を規制・抑圧する法
律である。

戦前は、国防を理由に、要塞地帯法によって「要塞地帯」と指定された区域への立入り、
撮影、模写などが禁止され、これに違反すると処罰されるなど、要塞地帯法は国民監視や統
制に用いられた。また、旧土地収用法は、軍事・国防のための強制的な土地収用が認められ
ていたが、いずれも日本国憲法の下で廃止され、特措法による米軍用地の収用等を別にして、
現行土地収用法においては軍事・国防のためには土地収用できないとされてきた。

ところが、重要土地利用規制法は、その目的に「安全保障に寄与すること」を掲げ、不動
産取引や利用を規制するものとされているが、自衛隊や米軍基地の周辺区域や国境離島等を
対象としていることに示されているように、軍事的観点から国民の私権を制限しようとする
ものである。

しかも、内閣総理大臣は、調査のために必要がある場合、関係行政機関の長等に対し、「注
視区域」とされた土地等の利用者らの氏名や住所などの情報提供を求めることができるとさ
れており、調査が思想・信条に立ち入る恐れもある。また、調査のためなお必要があると認
めるときは、土地等の利用者その他関係者に対し、報告や資料の提出を求めることができ、
提出をしなかったり、虚偽の報告をしたときは処罰するとしている。

さらに、重要土地規制法は、防衛施設の機能や領土・領海を保全する機能を「阻害する行
為」を規制対象とし、中止等を命令し、命令違反は懲役もしくは罰金刑の対象としている。

自衛隊の情報保全隊が、自衛隊のイラク派兵に反対する市民活動を監視し、個人の氏名や

職業、支持政党まで情報を収集・保有していたことについて、仙台高裁（２０１６年２月２日判決）はこれを違法だと断罪し、国家賠償を命じたことは記憶に新しいが、今回の重要土地規制法は、こうした国家権力による違法な情報収集にお墨付きを与えることにもなりかねない。

このように重要土地利用規制法は、基地に反対する市民の運動や基地監視活動をはじめとして住民に対する監視を行い、市民の運動や批判的言動を抑圧し、弾圧に利用される恐れがある。

（５）国民監視と自由抑圧は戦争への道

以上のように、９条改憲の策動、自衛隊の海外派兵、米軍との一体化が進められることと軌を一にして、秘密保護法により知るべき情報が秘密にされ、情報活動や表現の自由が抑圧され、共謀罪や盗聴法とあいまって話し合いや意思疎通すら監視の下に措かれ、弾圧の危険にさらされる制度作りがされてきた。その危険は、今年成立したデジタル監視法のもとで一層拡大され、土地利用規制法では、露骨に軍事を優先させた人権制限が打ち出されている。

２０２０年９月、菅政権は、安保法制などへの異議を唱えてきた６名について学術会議の会員任命を拒否した。この事態を見ても、学問の自由への介入、国民の自由な表現活動の抑圧が進められること危惧せざるを得ない。

いま台湾海峡まで視野に入れた日米同盟の強化、自衛隊の攻撃力の装備・増強が進められるもとで、国民を監視し、自由を抑圧するこれらの法制度づくりが、平和・人権、民主主義を求める運動に対して向けられ、戦争への道と一体のものとして進められていることは明らかである。

第３ 台湾有事と核兵器使用の危険性

１ 本項のテーマ

本項は、台湾有事での核兵器使用の危険性について述べるものである。米中が台湾をめぐる全面対決をすれば大陸間弾道弾（ＩＣＢＭ）などの応酬もあり得るが、両国はそのような自殺行為には及ばないであろう。アメリカは台湾のために自国本土への核攻撃を誘引しないだろうし、中国もまた自国本土への核攻撃のリスクを冒さないからである。また、台湾での使用もあり得ないであろう。中国にとって台湾は自国の領土だし、アメリカにとっては支援対象国だからである。だから、核兵器使用の危険性は、台湾海峡と沖縄を含む日本領域ということになる。

「そんなバカな」と思う人もいるだろうが、１９５０年代、アメリカは核兵器使用を計画していたし、現在も、実戦で使用可能な「小型核兵器」の開発もしている。中国との武力紛争を想定してグアム、沖縄、日本本土への中距離ミサイルの配備も検討されている。沖縄に配備されるミサイルの標的には中国本土だけではなく、台湾に上陸しようとする人民解放軍部隊も含まれているⁱ。

他方、１９５０年代当時、中国は核兵器を持っていなかったし、核兵器を保有した１９６４年以降も「先制不使用」を宣言しているが、台湾は外国ではないとしているので、「先制不使用政策」とは関係ないことになるⁱⁱ。

ⁱ 井上正信「我が国を取り巻く核兵器の状況と核兵器禁止条約の重要性」

『反核法律家』１０６号・２０２１年春号

ⁱⁱ 神保謙「中国—最小限抑止」から「確証報復」への転換『「核の忘却」の終わり』（勁草書房・２０１９年）所収

要するに、米中という核兵器保有国が、台湾海峡をはさんで対峙しており、米軍基地が集中する沖縄は最前線基地であり、最前線基地は当然最初の攻撃の標的となる。

加えて、核兵器は意図的な使用だけではなく、装置やシステム不具合、人為的なミス、誤情報で発射されることもある。例えば、1959年6月19日、沖縄では、核弾頭を搭載するミサイルが誤って発射され、米兵6名が死傷する事故が起きているⁱⁱⁱ。私たちは、台湾をめぐる軍事紛争を原因とする「容認できない苦痛と被害」や「壊滅的人道上の結末」に直面しているのである。

2 台湾をめぐる政治状況

(1) バイデンアメリカ大統領

バイデン氏は、4月28日の施政方針演説で習近平氏について次のように述べている^{iv}。

彼は本気で世界で最も重要で影響力のある国になろうとしている。彼は、民主主義は時間がかかりすぎ、21世紀には専制主義に対抗できないと考えている。私は習主席に「私たちは競争を歓迎する。対立を望んでいるのではない」と話した。ただ、全面的にアメリカの利益を守ることも明確にした。私は「紛争を始めるためでなく防ぐために、インド太平洋地域で強力な軍事プレゼンスを維持する」とも伝えた。そして、アメリカは人権と基本的自由、同盟国へのコミットメントから離れることはないと話した。

そして、アメリカは歴史上最も唯一無二の存在だと言い切っている。

(2) 習近平総書記

習氏は、7月1日、中国共産党100周年記念講演で、台湾問題について次のように語っている^v。

台湾問題を解決し、祖国の完全な統一を実現することは、中国共産党の終始変わらぬ歴史的任務である。いかなる者も、国家の主権と領土保全を守る中国人民の強固な決意、断固たる意志、強大な能力を過小評価してはならない。

そして、中華民族は5000年余りの歴史を有し、中国共産党は100年にわたる実践と70年余りの執政の経験を有している。われわれは、あらゆる有益な提案と善意の批判を歓迎するが「教師面」をした居丈高なお説教は断じて受け入れない。強い国には強い軍がなければならない。人民の軍隊を世界一流の軍隊につくりあげる。

(3) 日本の態度

4月16日の日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」は台湾海峡について次のようにいう。

日米両国は、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸問題の平和的解決を促す。日本は同盟及び地域の安全保障を一層強化するために自らの防衛力を強化することを決意した。アメリカは、核を含むあらゆる種類のアメリカの能力を用いた日米安全保障条約の下での日本の防衛に対する揺るぎない支持を改めて表明した。

ⁱⁱⁱ 松岡哲平『沖縄と核』（新潮社・2019年）

^{iv} 5月5日付『日本経済新聞』の訳

^v 中国大使館 HP

(4) 米中両国と日本の態度の特徴

中国は、台湾問題を解決することは「祖国の統一であり」、中国共産党の「歴史的任務」としてしている。アメリカは、台湾関係法に基づく関係を持ち、加えて、インド太平洋地域での強力な軍事プレゼンスを維持するとしている。日本は日米同盟と地域の安全保障のために自らの防衛力を強化するとしている。「歴史上唯一無二の存在」と自負する国家と「5千年以上の輝かしい歴史」を持つ国家が対峙しているのである。そして、日本は「唯一無二の国家」と強固な同盟関係にあり、憲法9条など完全に無視されているのである。更に見逃せないのは、アメリカの「核を含むあらゆる能力」に触れていることである。彼らは、台湾有事に際して、核兵器の応酬を想定しているのである。

3 核兵器使用の危険性

ダニエル・エルズバーグは、「1954から55年、1958年。どちらの危機でも、攻撃を退け、沖合の島々、金門島、馬祖島へのアクセスを維持するために、大統領がアメリカの核兵器使用を検討する機会があった。1958年初頭。マクドール巡航ミサイル用核弾頭が台湾と韓国の烏山の両方に到着していた」としている^{vi}。

新原昭治は、1954年から55年、1958年に起きた二度にわたる台湾海峡紛争で米軍は核兵器使用計画を立てた。その際、日本は核戦争基地として位置付けられた。そして、台湾海峡に動員される米軍の核戦力は、沖縄を含む日本に駐留する米空軍戦術航空部隊が中心だった。そして、一部の部隊は台湾に移動したけれど、日本の基地で出撃命令を待つ部隊もあったとしている^{vii}。

アメリカは、核兵器使用計画を本気で立て、兵員の訓練もしていたのである。

4 現在の核兵器応酬の危険性

アメリカは、今後数年以内には、日本本土、琉球列島を含む第一列島線へ、地上発射中距離弾道・巡航ミサイルを配備する。これらは核・非核両用と考えられている。標的とされる中国から見れば、発射された米軍の中距離ミサイルが、核弾頭なのか通常弾頭なのかは分からない。その場合、中国は核弾頭を想定した対応をするであろう。米軍による日本本土、第一列島線上へ配備される地上発射中距離ミサイルは、米中武力紛争において核兵器使用の敷居をきわめて低下させるであろう。

他方、中国も、米ロに比べれば数は圧倒的に少ないが（アメリカ5550、ロシア6255、中国350）、核兵器保有国であるし、核兵器禁止条約には背を向けている。加えて、「唯一の戦争被爆国」という日本政府の姿勢に対して「被害者面するな」としており、更には、核兵器はこの7年間で100基増加している^{viii}。

核兵器の不拡散に関する条約（NPT）6条は無視され、核軍拡競争が激化しており、核兵器使用はタブーではなく、実戦での使用の危険性が高まっているのである。台湾問題の平和的解決などといわれているが、その陰では、核軍拡競争が進行しており、これは「核抑止論」がもたらしめている帰結である。台湾問題を軍事力で解決しようとすることは、日本とアジアに「核被害」をもたらすことにもなりかねない。その危険性を無視したまま台湾問題を語るこ

^{vi} 『世界滅亡マシン』（岩波書店・2021年）

^{vii} 『密約の戦後史』（創元社・2021年）

^{viii} 長崎大学核兵器廃絶研究センターHP

は許されない。

私たちに求められていることは、核兵器禁止条約の普遍化(12条)や北東アジアの非核地帯化を進めること、さらに米中双方に対して、核を含む軍拡競争をやめさせ、互いに武力による威嚇や示威行動を慎むように求めると同時に、台湾を武力によって統一する行動に中国が踏み切ることのないように求める国際世論を形成していく努力である。

第4 平和憲法に基づく日本の立ち位置

1 憲法の平和主義

今まで紹介してきたように、歴代日本政府はアメリカの軍事戦略の一端に加担し、南西諸島や九州の自衛隊配備・強化を続けてきた。最近では、とりわけ台湾海峡をめぐる紛争の可能性を口実にした、南西諸島や九州への自衛隊配・強化がなされてきた。

しかし、本当に軍事力で対抗し、武力衝突もいとわない対応をとること、南西諸島や九州で自衛隊を配備・強化すること、EABOなど、アメリカの対中軍事戦略に加担して共同訓練を行うことが中国の武力行使を思いとどまらせる「抑止」となるのか。実際に台湾海峡をめぐる米中が武力衝突に至った際、安保法制を根拠とする「重要影響事態」を認定してアメリカの後方支援をしたり、さらには「存立危機事態」を認定してアメリカと一緒に中国と戦うことが日本の平和につながるのか。南西諸島や九州への自衛隊配備・強化、そして台湾などでの有事の際にアメリカに加担して共同で武力行使などをするのは、日本に平和と安全をもたらすことは絶対にない。むしろ中国との武力衝突や戦争に至れば、日本は未曾有の悲劇的な事態に陥る。だからこそ日本国憲法の徹底した平和主義を日本の安全保障の基本に据え、外交等の手段による平和構築を迫ることが求められる。

このような発言をすれば「平和ボケ」「お花畑」との批判が浴びせられるかもしれない。しかし万が一、中国と武力衝突に至ったらどうなるか。東京、大阪、名古屋、博多、札幌などの大都市に中国からの核攻撃、日本自体が核の飽和攻撃にさらされるかもしれない。そのような事態になればどうなるか。広島、長崎には原子爆弾が落とされた。そして広島では1945年末までに約14万人（そのうち2万人が韓国人）、長崎では7万4千人もの犠牲者（外国人については未定）が出たが、現在の原爆の威力は当時の原爆の威力を格段に上回る。原子爆弾による飽和攻撃が行われたら、日本人自体が生き残れるかどうかの事態にすらなろう。さらに原爆などでの攻撃がなくても、中距離ミサイルによる飽和攻撃でも日本は壊滅的破壊に陥ろう。武器を使わなくても、中国から本格的にサイバー攻撃を受けたら日本社会は大混乱に陥ろう。戦争は言語に絶する悲惨な事態をもたらす。中国と戦争などと考える方が戦争の現実や悲惨さを知らない「平和ボケ」である。絶対に戦争などはしてはいけない。「武を弄ぶ者は武によって滅ぶ」。科学技術が憲法制定当時に比べて格段に発達し、万が一、戦争等なれば、その被害はアジア・太平洋戦争時とは比較できないほど甚大となる可能性が高い。日本国憲法の平和主義はますます、時代に合った平和構築の手段である。平和外交などによる日本国憲法の立ち位置は、現代にいたっても決して古いものではない。武力で紛争を解決することは決して「現実主義」なのではない。むしろ「戦争の悲惨な歴史」を教訓としない、時代錯誤の対応であり、それこそ戦争の悲惨さを認識しない「平和ボケ」である。

そして、憲法前文には「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて」と定められている。日本政府は、この文言及び日本国憲法の平和主義の理念に依拠し、台湾をめぐる、アメリカと中国の間で武力衝突や戦争に至ることがないように、紛争発生予防のための外交的手段に真摯に取り組む必要がある。

アメリカや中国、そして台湾に対して「独善的」にならず、相手国の立場も考えて行動する

よう、武力紛争に至るような行為をしないように周到かつ根気よく働きかける必要がある。紛争が起こってから武力行使で解決しようとするのではなく、紛争が起こらないよう、さまざまな手段を尽くす事前の平和構築外交を粘り強く遂行することこそ、日本国憲法が想定する平和構築の手段である。繰り返しになるが、絶対に戦争などはしてはいけない。「戦争をさせないこと」を権力者等に義務づけるのが「平和憲法」の意義である。

2 平和憲法のもとで期待される日本の役割

当連絡会では、本年4月5日付で敵基地攻撃論批判の意見書を発表した。その中で、日本は、厳格な専守防衛政策を堅持するとともに、持続的なアジアの安全保障環境を構築するために、主体的な役割を果たす必要があることを述べた。詳しくは、4月5日付意見書を参照していただくとして、そこでは、(1) 厳格な専守防衛政策を堅持し、これを変更すると受け止められるような政策を止めること、具体的には、①「攻撃的兵器の不保持」原則の厳格化、②「敵基地攻撃能力」を有するあらゆる兵器の導入や開発の中止、③南西諸島における対艦・対空ミサイル部隊の配備と基地建設の中止、④憲法9条に違反する集団的自衛権の行使等を認める安保法制の廃止などを提言した。また、(2) アジアにおける平和構築のために、率先して核兵器禁止条約に署名し、北東アジア非核兵器地帯化構想を主導し、核・ミサイルの管理、削減に向けた協議を行うこと、「米国をとるか、中国をとるか」の二項対立ではなく、米中両国にミサイル軍縮を求めるとともに、米中ロ韓朝にASEAN諸国、オーストラリア、インドも含めた多国間協同による平和的手法による安全保障の道を追うべきことなどを提言している。

台湾問題をめぐる情勢に関連して付け加えるならば、日本は、アメリカの対中戦略にとって死活的に重要な地位にあるという点を強調したい。逆にいえば、アメリカは日本を踏み台にしなければ台湾有事に向き合うことは不可能なのである^{ix}。そのことは、1993年から1994年にかけての朝鮮の「核疑惑」問題をめぐる朝鮮半島危機の経緯を振り返っても明らかである。クリントン政権は、朝鮮に対する本格的軍事作戦を計画し、日本にその協力を求めたが、日本はこれに応じなかったために軍事作戦計画を遂行が困難となった実績がある。日本がアメリカからの戦争協力の要請に応じないことが、軍事的にも台湾有事を回避するうえで決定的に重要なのである。台湾問題をめぐって米中対立をこのまま激化させ、武力衝突・戦争へと向かう最悪の道へと進むか、引き返すのかの選択にあたり、日本が重要なカードを握っていることを心しなければならない。

また、国内では、中国の台湾に向けた軍事訓練や南シナ海などにおける軍事的な示威行動、あるいは先ごろ行われた中露共同軍事訓練ばかりが報道されて注目を集めているが、他方、アメリカと日本を含む同盟国が、「自由で開かれたインド太平洋」の実現を旗印に、中国を仮想敵国として行う共同軍事訓練を一段とエスカレートさせていることはあまり報道されていない。海上自衛隊は、日米同盟の抑止力・対処力を強化という名目で、米海軍との共同訓練を今年10月だけでも6回行っている(サイバー共同対処訓練も含む)。これらの共同軍事訓練が中国を念頭に置いていることは明らかである。こうしたアメリカを中心に繰り返される共同軍事行動が中国を刺激し、台湾問題をめぐる米中戦争の危機を一層高めている。

日本は、憲法の平和主義のもと、これら中国を仮想敵国とした日米間ないし多国間の共同軍事訓練には参加しないことをまず表明すべきである。同時に、米中双方に対し、戦争につながりかねない軍事的な示威行動や威嚇行動を直ちにやめるよう国際世論も味方につけて呼びかけるなど、米中戦争回避に向けたあらゆる努力を行うことが、今日本に求められていることである。

以上

^{ix} 半田滋 <https://www.nd-initiative.org/contents/9664/>

用語・図表の解説

総合ミサイル防空能力

現在航空自衛隊が運用している JADGE（自動警戒監視システム Japan Aerospace Defense Ground Environment）をベースに、JADGEシステムと海上、空中、陸上の対空、対艦、弾道ミサイル防衛の部隊・装備をリンクして、敵標的の探知からそれに対する射撃管制までを統合指揮するシステムとする構想。

JADGEシステムは、全国28か所の固定レーダーサイト（カメラレーダーと称する弾道ミサイル探知レーダーもある）、AWACS・E-2C早期警戒機、移動式3次元レーダーによる目標を探知し、横田基地にある航空総隊へ情報が集められる。これにより領空侵犯等の我が国領空を警戒監視する。航空総隊は弾道ミサイル防衛の司令部を兼ね、海自イージス護衛艦の弾道ミサイル対処行動を指揮する。米軍と情報を共有する。

IAMD（統合防空ミサイル防衛）

米軍が運用する各種センサー（人工衛星、早期警戒機、イージスレーダー、F35、無人偵察機など）の情報を統合し、陸・海・空の攻撃アセットへ射撃管制を行うシステム。弾道ミサイル・巡航ミサイル・航空機・無人機・短距離ロケット弾・野戦砲弾・迫撃砲弾までも防護対象にする。「敵の航空・ミサイル能力から悪影響を及ぼしうる力を無効にすることにより、米本土と国益を防衛し、統合部隊を防護し、行動の自由を可能にするために行う諸能力と重層的な諸作戦の統合」と定義されている。「重層的な諸作戦」は、①敵の航空機・ミサイル攻撃を未然に防止する（敵策源地への攻撃の意味）②攻撃してくる敵の航空機・ミサイルを破壊（防空作戦やミサイル防衛の意味）③攻撃を受けた場合の影響を最小にする（基地の抗堪化・分散化、被害復旧の迅速化の意味）。

CEC（共同交戦能力）

CECとは米海軍が開発した対航空戦力に対する統合火力統制の中核となる能力のこと。CECを通じて戦域内にあるイージス艦や航空機のレーダーなど各種のセンサーをネットワークで統合し、敵の標的の探知から射撃管制までを統合して行う。これにより、敵の航空機や巡航ミサイルに対し、イージス艦が自らのレーダー見通し外から発射した迎撃ミサイルを、他のアセットのセンサーで誘導して命中させるという「遠隔交戦」が可能になる。

多次元統合防衛力

「30大綱」では「以上の観点から、今後、我が国は、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。（10頁）」と説明する。

前大綱の防衛力構想である「統合機動防衛力」に、陸・海・空に加えて宇宙・サイバー・電磁波という新しい戦闘領域での軍事的能力を統合するという防衛構想。領域横断作戦の項を参照。

領域横断作戦（クロス・ドメイン・オペレーション）

新日米防衛協力の指針（2015年4月）において初めて登場した新しい作戦概念。新指針

の中では「日本に対する武力攻撃への対処行動」の「作戦行動」の中の、陸・海・空・弾道ミサイル対処の各戦闘場面に次いで、領域横断的な作戦を説明している。しかしその定義は「複数の領域を横断して同時に効果を達成することを目的とする。」と記述するだけで、詳しい定義はなされていない。

「30大綱」では、「領域横断作戦」は全体の記述の中でも群を抜いて分量が多く、作戦構想、それに必要な装備、自衛隊の体制の変革に及ぶものとなっている（17～20頁、24頁）。マスコミ等で注目を集めた革新的装備（F35-Bといずれも型護衛艦の空母化、スタンド・オフ・ミサイル、サイバー防衛部隊・宇宙領域専門部隊の設置、無人水中航走体、高速滑空弾、電磁波領域での能力強化、総合ミサイル防空能力（別項で説明））などは、すべて「領域横断作戦」に位置づけられている。その意味で、「30大綱」を理解するキーワードと言える。

ドメインとは作戦領域のことで、領域横断作戦とは、従来からある陸・海（海中を含む）・空の外に宇宙・サイバー空間・電磁波領域を統合した作戦概念を表す。現代武力紛争では新しいドメインが軍事作戦の成否を分ける重要な分野として登場している。「30大綱」はこの点を強調する内容である。

これは現代武力紛争の特徴を踏まえた概念と思われる。その特徴とは、コンピューター・電磁波（電磁スペクトラム）、宇宙空間の様々な機能の衛星とその中継インフラ（地上基地、水上艦、潜水艦、ステルス戦闘機、早期警戒機、等）を繋ぐ戦闘ネットワークが戦闘の優劣を決する分野となっているということ。その戦闘ネットワークを活用し、長射程、精密誘導、無人攻撃を組み合わせ、敵の射程距離外から、敵レーダーに探知される前に攻撃（スタンドオフ攻撃）を行う。

中国が採用しているとする接近阻止・領域拒否（A2／AD）に対抗する目的で米軍が開発している作戦概念がJASBC（統合空海戦闘構想）で、その中核概念が領域横断作戦（クロス・ドメインOP）である。中国との武力紛争では、中国軍による米軍の戦闘ネットワークに対する先制攻撃（衛星攻撃、サイバー攻撃、電子戦）、在日米軍基地への先制攻撃を想定する。そのため宇宙アセット（人工衛星）の防衛と電子戦能力（敵のレーダーや通信網を無能力化する軍事作戦）の向上が重要で、「30大綱」の内容にもなっている（宇宙領域専門部隊・サイバー防衛部隊の創設、スタンド・オフ電子戦機開発、F15改修による電子戦能力の付与等）。

柔軟に選択される抑止対処（措置）（Flexible Deterrent Options FDOと略）

米軍が採用している作戦概念。新日米防衛協力の指針（2015. 4）において、初めて日米の軍事的合意となる。「IV日本の平和及び安全の切れ目のない確保」において、平時から緊急事態までのいかなる段階でも切れ目のない形で、同盟調整メカニズムを活用して、（日米の軍事的共同により）日本の平和と安全を確保するための措置をとると述べ、政府全体に亘る同盟調整メカニズムを活用する目的の一つに「柔軟に選択された抑止措置（中略）の方法を立案すること」を挙げている。FDOは新日米防衛協力の指針において、日米の共同軍事行動における重要な作戦概念として位置付けられている。

「30大綱」「Ⅲ我が国の防衛の基本方針」の「1我が国自身の防衛体制の強化」の中の「（3）防衛力が果たすべき役割」の「ア平時からグレーゾーン事態への対応」において記述（10頁）、「2日米同盟の強化」の中の「（1）日米同盟の抑止力及び対処力の強化」において、（日米間で）各種の運用協力及び政策調整を一層深化させるとし、特に重要な領域の一つに「日米共同による柔軟に選択された抑止措置」を記述（13頁）するなど、「30大綱」（2018年12月閣議決定）においても、重要な防衛概念として位置づけられている。

「柔軟に選択された抑止措置」（FDO）とは、米統合参謀本部作戦文書によると、「相手

に適切なシグナルを与え、相手の行動を抑止するために事前に綿密に調整・計画された選択肢」「危機の切迫に際し、大規模紛争を回避するために相手に段階的な圧力を加える選択肢として意思決定者に提供されるとともに、FDOを実施して状況を解明しつつ、相手の意図や能力に関する情報も収集する。」と説明されている。

国際紛争が軍事的緊張にまで深刻化したさいに、相手の軍事的行動に対して、対抗的な軍事的措置をとりながら相手を抑止し、事態の深刻化を防止するというものだが、一步間違えば軍事的な挑発となりかねず、本格的な武力紛争に発展するリスクもあると思われる。

接近阻止領域拒否 (A2/AD)

接近阻止 (Anti-ACCESS) 領域拒否 (Area-Denial) の略称。「接近阻止」とは、敵対的な戦力が作戦地域に入ること妨げること、「領域拒否」とは作戦地域における敵対的な戦力の行動の自由を制約すること。

台湾海峡での中台武力紛争で、台湾を防衛しようとする米軍に対して中国軍が採ると米軍が想定している中国軍の軍事作戦の米側の呼称。

第一列島線の西側に米軍の進入禁止区域を作り、第二列島線との間での米軍の軍事活動を妨げる軍事戦略。

第一列島線、第二列島線

第一列島線とは九州南端から、琉球列島、フィリピン、ボルネオに至るライン。第二列島線とは小笠原諸島からグアム・サイパン、ニューギニアに至るライン。奄美群島を含む琉球列島はその要の位置になる。中台武力紛争や南シナ海での武力紛争では、中国軍と米軍との軍事衝突の戦略的な攻防ラインになると想定される。

同盟調整メカニズム

新ガイドラインで合意された、日米間での国家戦略レベルから部隊戦術レベルまでの、日米軍事協力を推し進める組織。新ガイドラインでは「二国間の安全保障強化及び防衛協力の成功を確かなものにするため、日米両政府は、情報共有を強化し、切れ目のない、実務的な、全ての関係機関を含む政府全体に亘る同盟内の調整を確保する」ために設置するとしている。

第2次ガイドライン（97年）でも、「調整メカニズム」「日米共同調整所」設置を合意しているが、第3次ガイドラインの同盟調整メカニズムは、平素から戦時に至るあらゆる段階で機能させることが新しく且つ重要な点であり、第3次ガイドラインに基づく日米軍事協力の柱となっている。

日米の防衛・外務の局長クラス（文民）で構成する同盟調整グループ、外務省北米局長と在日米軍副司令官を代表とする日米合同委員会、自衛隊の代表と在日米軍司令部・太平洋軍司令部（制服組）で構成する共同運用調整所、自衛隊と米軍のそれぞれの軍種、部隊間で構成する軍軍間の調整所で構成される。

横田基地（在日米軍司令部と空自のミサイル防衛の司令部を兼ねる航空総隊司令部が同居する）と市ヶ谷（防衛省本省）の地下に共同運用調整所が設置されている。

2013年11月3日に開かれた日米防衛相会談で設置が確認された。2016年4月熊本震災の際に、熊本の陸自健軍司令部へ軍軍間の調整所が設置されて運用された。

平時から有事までのあらゆる段階で日米同盟を強化することを述べる「30大綱」では、同盟調整メカニズムは重要な位置づけとなる。「30大綱」12頁以下に記載する「（1）日米同盟の抑止力及び対処力の強化」において、「各種の運用協力及び政策調整を一層深化させる。」と述べて、宇宙領域・サイバー領域における協力、総合ミサイル防空、共同訓練・演習、

共同のISR活動、日米による柔軟に選択された抑止措置の拡大・深化、共同計画の策定・更新の推進が列挙されている。これらが同盟調整メカニズムにおいて協議される内容となる。

なお、防衛省の以下のURLで同盟調整メカニズム、共同計画策定メカニズムの構成が図示されているので参照されたい。

<https://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/shishin/pdf/ACMandBPM.pdf>

遠征前方基地作戦 (Expeditionary Advanced Base Operation : EABO)

中国との武力紛争を想定して海兵隊が進める新しい戦闘方法。

2021年4月に海兵隊司令官が発表した海兵隊改編構想である「フォース・デザイン2030」の中で、海兵隊の新たな戦闘概念として「遠征前方基地作戦」と「沿岸海兵連隊」の編制が示された。

「遠征前方基地作戦」は、第一列島戦場の島嶼部へ事前配備された、歩兵、ミサイル部隊、防空・対空監視・兵站（弾薬、燃料など）部隊を備えた比較的小規模部隊により、中国軍との戦闘領域内で中国軍の海上、航空戦力を攻撃し、味方による海上・航空優勢確保を図り、中国軍によるA2ADを突破する。

「フォース・デザイン2030」は、「EABOの眼目を『海において、海から、また、地上から海に対して戦い』、かつ、『敵の長射程火力の射程内で作戦し、残存し続ける』ことにある」とする（以上引用箇所は、「米海兵隊の作戦構想転換と日本の南西地域防衛」-笹川平和財団論文 山口昇著-より）。

EABOを担う海兵隊部隊は沿岸海兵連隊で、沖縄に司令部がある第三海兵遠征軍の下に新たに3個連隊が編成される予定で、その内1個連隊が沖縄へ配備されると予想されている。

EABOは米陸軍のMDBと共同した作戦になり、陸自が奄美大島、宮古島へ現在配備し、2023年度までに石垣、沖縄本島勝連駐屯地へ配備される対艦、対空ミサイル部隊とも敵基地攻撃を含む共同した作戦行動をとる。

マルチドメイン戦闘 (Multi-Domain Battle MDB)

中国軍との戦闘で米陸軍が採用する新しい戦闘概念。これまで陸軍は敵の地上兵力を相手にしていたが、MDBでは、対艦ミサイル部隊、対空ミサイル部隊、中距離ミサイル部隊、電子戦部隊を伴って島嶼部に前進配備される比較的小規模部隊が、敵衛星機能を阻害、中国本土をミサイル攻撃、中国海上戦力を攻撃、中国空軍機を攻撃、敵のレーダー、通信を妨害するなど、海・空・宇宙・電磁波という多領域（マルチドメイン）での戦闘を行い、味方による海上・航空優勢を確保する作戦に寄与するもの。

図1は米太平洋陸軍公式フェイスブックに出ているMDBのイラストレーションであり、上記のMDBのイメージを示している。

海洋プレッシャー戦略・インサイド・アウト戦術

中国軍による台湾への軍事侵攻に伴って遂行される接近阻止・領域拒否に対抗する米軍の戦略・戦術。

対空・対艦ミサイル部隊と電子戦部隊を伴う第一列島線上の島嶼に事前展開する比較的小規模の陸上部隊（陸軍と海兵隊地上部隊）と、第一列島線内（西側）に分散した海上戦力、潜水艦戦力（地上部隊を含めてインサイド戦力）により、第一列島線内での中国軍の海上・航空優勢を阻害し、第一列島線を越えて西太平洋に進出しようとする中国海上戦力の海峡通過を阻止し、中国軍の作戦を複雑化させ、その戦力を消耗させて台湾への軍事侵攻を阻止する作戦構想。島嶼へ配備された陸軍によるマルチドメイン戦闘（別項参照）と海兵隊陸上部隊による遠

征前方基地作戦（別項参照）とを連携させる。

島嶼へ配備された部隊は、攻撃位置をしばしば変更し、島嶼間を移動して中国軍からの攻撃を防ぐ。島嶼部への兵站補給を重視する。島嶼部へF 35-BやC 130-Hが離発着する簡易滑走路、小型補給艦が離着岸できる港湾施設、弾薬・燃料庫などの兵站施設を設置する。

第一列島線の外側の米増援部隊や米本土の戦力（アウトサイド戦力）により、インサイド戦力を支援する。在日米軍基地の米軍戦力はアウトサイド戦力に位置づけられる。

図2、図3、図4は、海洋プレッシャー戦略、インサイド・アウト戦術を提唱する、米国防総省と関係の深い「戦略予算評価センター（CSBA）」論文「THIGHTENING THE CHAIN」からの引用。図2はインサイド・アウト戦術の概要を示している。点線で示す第一列島戦上の島嶼部にミサイル部隊と地上兵力（水陸両用部隊）を配備し、その西側の海域に海上戦力、潜水艦戦力を配備、その東側の西太平洋上にアウトサイド戦力が控える。必要に応じて米本土（図ではCONUSと表記）から戦略爆撃機が中国本土を攻撃する。

図3は、島嶼部へ前進配備された陸上兵力の防護と攻撃に対する持久性を維持する方法を示す。赤色が敵軍、青色が米軍を表す。中国軍によるスタンド・オフ攻撃を受ける島嶼部配備の地上兵力が、移動やカモフラージュ、I AMDや警戒監視システムの下でのミサイル発射、兵站補給などを表している。

図4は、九州から琉球列島、フィリピンなど第一列島線上に配備を想定する短・中距離対艦・対空ミサイル、中距離対地巡航ミサイル（トマホーク）の射程を示す図。これにより中国本土へのミサイル攻撃や中国海軍戦力を阻止する作戦を遂行する。奄美大島を含む琉球列島へ配備されている陸自ミサイル部隊の作戦構想と重なる。

図5、図6の解説

図5は、米海軍協会月刊誌「プロシーディングズ」に掲載された論文「ISLAND FORTS（島嶼の要塞化-井上仮訳）」の図である。丸印の位置に中距離ミサイルを配備する。地図上からは対馬、馬毛島、奄美大島、沖縄本島、宮古島又は石垣島、与那国島へ配備を想定していると思われる。これにより、中国海軍戦力を第一列島線の西側へ閉じ込める（西太平洋への進出を阻止する）という作戦構想。

図6は、戦略予算評価センター（CSBA）の論文「LEVELING THE PLAIN FIELD」の図である。INF条約により中距離ミサイル保有をできなかったため、西太平洋地域での中距離ミサイル戦力で中国軍に圧倒的優位を許した米国が、INF条約脱退後我が国を含む第一列島線上に地上配備中距離ミサイルを配備して、中国軍による台湾進攻を阻止するという作戦構想を提唱。

グアム配備ミサイルは、中国本土の内陸部にある中国軍衛星攻撃基地を標的にし、沖縄本島や先島へ配備されるミサイルは、中国本土の宇宙監視施設や台湾へ侵攻する中国揚陸部隊を標的にしている。

図7の解説

PHP研究所雑誌「Voice」2021年9月号掲載の論文「日本の『抑止力』とアジアの安定」（岩間京子、村野将著）の中で「日本が保有すべき打撃力の在り方」として示す図。潜在的な標的となりうる中国軍の軍事施設・重要拠点5万か所のうち、約70%が沿岸から400km地点以内に集中しているとして、日本が射程2000kmの弾道ミサイルを持てば、これらを射程に収められと説明する。政府、自民党が検討している敵基地攻撃能力を理解するうえで興味深い図である。